

(現金収入)

平成24年度歳入予算概算見積額総括表

12 厚生労働省主管

(単位:千円)

部・款・項・目 (a)	22年度 決算額 (b)	23年 度		24年 度 見積額 (e)	対前年度予算額 比較増△減額 (e) - (d)	対22年度決算額 比較増△減額 (e) - (b)	備 考
		当初要求額 (c)	予算額 (d)				
3000-00 官業益金及官業収入							
3200-00 官業収入	1,068,812	1,251,409	1,423,247	1,337,712	▲ 85,535	268,900	
3201-00 病院収入	1,058,271	1,242,193	1,414,031	1,329,182	▲ 84,849	270,911	
3201-04 国立障害者リハビリテーションセンター 病院収入	1,058,271	1,205,693	1,376,231	1,253,788	▲ 122,443	195,517	
3201-05 国立ハンセン病療養所病院収入	0	36,500	37,800	75,394	37,594	75,394	
3202-00 診療所収入							
3202-01 国立知的障害児施設等診療所収入	10,541	9,216	9,216	8,530	▲ 686	▲ 2,011	
4000-00 政府資産整理収入	5,589,840	2,722,340	2,722,838	1,936,864	▲ 785,974	▲ 3,652,976	
4100-00 国有財産処分収入							
4101-00 国有財産売払収入							
4101-05 船舶売払代	7,220	0	0	0	0	▲ 7,220	
4200-00 回収金等収入	5,582,620	2,722,340	2,722,838	1,936,864	▲ 785,974	▲ 3,645,756	
4201-00 特別会計整理収入	2,422,089	0	0	0	0	▲ 2,422,089	
4201-09 国立高度専門医療センター 特別会計整理収入	2,422,089	0	0	0	0	▲ 2,422,089	
4203-00 貸付金等回収金収入	3,160,531	2,722,340	2,722,838	1,936,864	▲ 785,974	▲ 1,223,667	
4203-08 消費生活協同組合 資金貸付金償還金	4,800	3,000	3,000	1,500	▲ 1,500	▲ 3,300	
4203-09 公衆衛生修学資金 貸付金償還金	0	0	0	0	0	0	
4203-13 災害援護資金 貸付金償還金	1,436,479	1,102,984	1,103,482	732,799	▲ 370,683	▲ 703,680	
4203-19 母子寡婦福祉資金 貸付金償還金	1,719,252	1,616,356	1,616,356	1,202,565	▲ 413,791	▲ 516,687	
5000-00 雜収入	351,247,124	232,988,916	194,881,725	185,433,918	▲ 9,447,807	▲ 165,813,206	
5100-00 国有財産利用収入	447,900	505,042	508,465	465,066	▲ 43,399	17,166	
5101-00 国有財産貸付収入	447,101	504,237	507,660	464,411	▲ 43,249	17,310	
5101-01 土地及水面貸付料	304,296	349,709	347,708	329,165	▲ 18,543	24,869	
5101-02 建物及物件貸付料	37,146	37,233	42,657	34,165	▲ 8,492	▲ 2,981	
5101-03 公務員宿舎貸付料	105,659	117,295	117,295	101,081	▲ 16,214	▲ 4,578	

(単位：千円)

部・款・項・目 (a)	22年度 決算額 (b)	23年 度		24年 度 見積額 (e)	対前年度予算額 比較増△減額 (e) - (d)	対22年度決算額 比較増△減額 (e) - (b)	備 考
		当初要求額 (c)	予算額 (d)				
5102-00 国有財産使用収入							
5102-01 版権及特許権等収入	375	490	490	430	▲ 60	55	
5104-00 利子収入	424	315	315	225	▲ 90	▲ 199	
5104-03 延納利子収入	85	120	120	120	0	35	
5104-04 消費生活協同組合資金貸付金利子収入	339	195	195	105	▲ 90	▲ 234	
5200-00 納付金							
5203-00 雜納付金	14,200,575	362,793	422,652	0	▲ 422,652	▲ 14,200,575	
5203-20 独立行政法人国立健康・栄養研究所納付金	0	78,551	78,551	0	▲ 78,551	0	
5203-21 独立行政法人労働安全衛生総合研究所納付金	0	284,242	284,242	0	▲ 284,242	0	
5203-48 独立行政法人医薬基盤研究所納付金	780,767	0	59,859	0	▲ 59,859	▲ 780,767	
5203-47 独立行政法人国立病院機構納付金	0	0	0	0	0	0	
5203-12 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園納付金	0	0	0	0	0	0	
5203-13 独立行政法人雇用・能力開発機構	0	0	0	0	0	0	
5203-96 独立行政法人勤労者退職金共済機構納付金	0	0	0	0	0	0	
5203-97 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構納付金	0	0	0	0	0	0	
5203-98 独立行政法人福祉医療機構納付金	13,419,808	0	0	0	0	▲ 13,419,808	
5203-69 独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	0	0	0	0	0	0	
5300-00 諸収入	336,598,650	232,121,081	193,950,608	184,968,852	▲ 8,981,756	▲ 151,629,798	
5303-00 特別会計受入金							
5303-28 年金特別会計受入金	0	566,513	566,513	18,284,831	17,718,318	18,284,831	
5305-00 授業料及入学検定料	103,667	173,631	177,177	184,207	7,030	80,540	
5305-01 授業料	71,364	106,500	111,300	118,500	7,200	47,136	
5305-02 入学及検定料	22,407	30,050	23,880	23,710	▲ 170	1,303	
5305-03 講習料	9,896	37,081	41,997	41,997	0	32,101	

(単位：千円)

部・款・項・目 (a)	22年度 決算額 (b)	23年 度		24年 度 見積額 (e)	対前年度予算額 比較増△減額 (e) - (d)	対22年度決算額 比較増△減額 (e) - (b)	備 考
		当初要求額 (c)	予算額 (d)				
5306-00 許可及手数料							
5306-01 手 数 料	11,203	28,066	36,313	44,653	8,340	33,450	
5307-00 受託調査試験及役務収入	196,552	210,684	210,684	196,724	▲ 13,960	172	
5307-01 受託調査及試験収入	151,128	148,022	148,022	134,062	▲ 13,960	▲ 17,066	
5307-02 受託造修収入	45,424	62,662	62,662	62,662	0	17,238	
5309-00 弁償及返納金	328,853,355	225,934,924	187,716,398	160,876,849	▲ 26,839,549	▲ 167,976,506	
5309-01 弁償及違約金	10,784	54,555	54,555	40,222	▲ 14,333	29,438	
5309-02 返 納 金	328,842,571	225,880,369	187,661,843	160,836,627	▲ 26,825,216	▲ 168,005,944	
5311-00 物品売払収入	4,998,188	3,199,115	3,199,115	3,169,338	▲ 29,777	▲ 1,828,850	
5311-01 試験場製品等売払代	80,982	83,150	83,150	80,687	▲ 2,463	▲ 295	
5311-04 不用物品売払代	3,401	6,140	6,140	4,366	▲ 1,774	965	
5311-03 特殊薬品売払代	1,829,044	17,650	17,650	11,955	▲ 5,695	▲ 1,817,089	
5311-07 あへん売払代	3,084,761	3,092,175	3,092,175	3,072,330	▲ 19,845	▲ 12,431	
5399-00 雜 入	2,435,684	2,008,148	2,044,408	2,212,250	167,842	▲ 223,434	
5399-01 労働保険料被保険者負担金	70,957	35,660	75,115	69,164	▲ 5,951	▲ 1,793	
5399-03 小切手支払未済金収入	26	24	24	20	▲ 4	▲ 6	
5399-04 延滞金	9,773	10,181	10,181	10,588	407	815	
5399-02 失業者退職手当特別会計等負担金	259,344	366,220	364,919	348,523	▲ 16,396	89,179	
5399-09 労働保険審査会費特別会計負担金	300,989	304,015	302,121	298,118	▲ 4,003	▲ 2,871	
5399-99 雜 収	1,794,595	1,292,048	1,292,048	1,485,837	193,789	▲ 308,758	
厚生労働省主管合計	357,905,776	236,962,665	199,027,810	188,708,494	▲ 10,319,316	▲ 169,197,282	

## 平成24年度歳入予算概算見積額明細書

(単位：千円)

部・款・項・目	部局	事項	20年度 決算額	21年度 決算額	22年度		23年度 予算額	24年度 予算額	備考
						決算額			
3000-00 官業益金及官業収入									
3200-00 官業収入			1,271,430	1,089,428	1,407,364	1,068,812	1,423,247	1,337,712	
3201-00 病院収入			1,252,022	1,077,948	1,397,492	1,058,271	1,414,031	1,329,182	
3201-04 国立障害者リハビリテーションセンター 病院収入	国立障害者リハビリテーションセンター	診療費収入	1,252,022	1,077,948	1,397,492	1,058,271	1,376,231	1,253,788	
3201-05 国立 Hansen 病療養所病院収入	医政局国立病院課	診療費収入	0	0	0	0	37,800	75,394	
3202-00 診療所収入									
3202-01 国立知的障害児施設等 診療所収入	国立知的障害児施設等 国立伊東重度障害者センター	診療費収入	19,408	11,480	9,872	10,541	9,216	8,530	
4000-00 政府資産整理収入			1,992,276	2,377,755	2,714,417	5,589,840	2,722,838	1,936,864	
4100-00 国有財産処分収入									
4101-00 国有財産売扱収入									
4101-05 船舶売扱代	検疫所		1,103	827	0	7,220	0	0	
4200-00 回収金等収入									
4201-00 特別会計整理収入									
4201-09 国立高度専門医療センター 特別会計整理収入			0	0	0	2,422,089	0	0	
4203-00 貸付金等回収金収入			1,991,173	2,376,929	2,714,417	3,160,531	2,722,838	1,936,864	
4203-08 消費生活協同組合資金 貸付金償還金	社会・援護局地域福祉課	消費生活協同組合 資金貸付金償還金	14,180	4,800	4,800	4,800	3,000	1,500	
4203-09 公衆衛生修学資金 貸付金償還金	健康局総務課	公衆衛生修学資金 貸付金償還金	1,148	470	2,712	0	0	0	
4203-13 災害援護資金貸付金 償還金	社会・援護局総務課	災害援護資金貸付金 償還金	1,451,173	1,453,110	1,183,083	1,436,479	1,103,482	732,799	
4203-19 母子寡婦福祉資金 貸付金償還金	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課	母子寡婦福祉資金 貸付金償還金	524,672	918,549	1,523,822	1,719,252	1,616,356	1,202,565	

( 単位 : 千 円 )

部・款・項・目	部 局	事 項	20年度 決算額	21年度 決算額	22年度		23年度 予算額	24年度 予算額	備 考
5000-00 雜 収 入			208, 262, 977	437, 244, 684	196, 342, 370	351, 247, 123	194, 881, 725	185, 433, 918	
5100-00 国有財産利用収入			443, 830	475, 866	479, 996	447, 899	508, 465	465, 066	
- 5101-00 国有財産貸付収入			440, 505	474, 820	479, 070	447, 101	507, 660	464, 411	
5101-01 土地及水面貸付料	大臣官房会計課	厚生労働本省土地 貸付料	277, 727	317, 948	319, 663	304, 296	347, 708	329, 165	
		試験研究機関等	183, 414	234, 285	236, 012	235, 299	225, 329	213, 452	
5101-02 建物及物件貸付料	大臣官房会計課	厚生労働本省建物 及物件貸付料	39, 610	40, 749	40, 817	37, 146	42, 657	34, 165	
		試験研究機関等	27, 116	26, 877	26, 793	24, 214	24, 101	22, 088	
		試験研究機関等	12, 494	13, 872	14, 024	12, 932	18, 556	12, 077	
5101-03 公務員宿舎貸付料	大臣官房会計課	宿舎貸付料	123, 169	116, 123	118, 590	105, 659	117, 295	101, 081	
- 5102-00 国有財産使用収入									
5102-01 版権及特許権等収入	試験研究機関等	特許権実施料	2, 261	473	467	375	490	430	
		国立障害者リハビリテーションセンター	1, 836	214	189	254	214	214	
		特許権実施料	425	259	278	121	276	216	
- 5104-00 利子収入			1, 064	573	459	424	315	225	
5104-03 延納利子収入	社会・援護局援護課	延納利子収入	156	90	120	85	120	120	
5104-04 消費生活協同組合資金 貸付金利子収入	社会・援護局地域福祉課	消費生活協同組合 資金貸付金利子収入	908	483	339	339	195	105	
5200-00 納 付 金			3, 136, 794	3, 164, 560	775, 240	14, 200, 575	422, 652	0	
- 5203-00 雜納付金			3, 136, 794	3, 164, 560	775, 240	14, 200, 575	422, 652	0	
5203-20 独立行政法人国健・栄養 研究所納付金	試験研究機関		0	0	0	0	78, 551	0	
5203-21 独立行政法人労働安全衛生 総合研究所納付金	労働基準局		0	0	0	0	284, 242	0	

( 単位 : 千 円 )

部・款・項・目	部局	事項	20年度 決算額	21年度 決算額	22年度		23年度 予算額	24年度 見積額	備考
					予算額	決算額			
5203-48 独立行政法人医薬基盤研究所納付金	試験研究機関		0	0	775,240	780,767	59,859	0	
5203-47 独立行政法人国立病院機構納付金	試験研究機関		0	3,164,560	0	0	0	0	
5203-12 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園納付金	障害保健福祉部		7,441	0	0	0	0	0	
5203-13 独立行政法人雇用・能力開発機構納付金	職業能力開発局		512,764	0	0	0	0	0	
5203-96 独立行政法人勤労者退職金共済機構納付金	労働基準局		248,521	0	0	0	0	0	
5203-97 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構納付金	職業安定局		115,174	0	0	0	0	0	
5203-98 独立行政法人福祉医療機構納付金	社会・援護局		2,252,894	0	0	13,419,808	0	0	
5203-69 独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	政策統括官( 労働担当)		0	0	0	0	0	0	
5300-00 諸 収 入			204,682,353	433,604,258	195,087,134	336,598,650	193,950,608	184,968,852	
5303-00 特別会計受入金									
5303-28 年金特別会計受入金	保険局	年金特別会計よりの繰入金	0	157,026,770	0	0	566,513	18,284,831	
5305-00 授業料及入学検定料			94,232	98,224	145,770	103,667	177,177	184,207	
5305-01 授 業 料	医政局国立病院課	授業料	64,931	63,807	101,820	71,364	111,300	118,500	
	国立障害者リハビリテーションセンター		24,170	23,184	30,000	27,276	30,000	30,000	
	国立秩父学園		40,762	40,623	71,820	44,088	81,300	88,500	
5305-02 入 学 及 檢 定 料	医政局国立病院課	入学検定料	17,941	22,577	24,869	22,407	23,880	23,710	
	"	入学金	1,109	1,768	1,530	1,479	1,700	1,530	
	国立障害者リハビリテーションセンター	入学検定料	6,006	9,288	8,600	7,740	8,600	8,600	
	国立秩父学園		1,740	2,233	2,699	6,308	6,500	6,500	
	"	入学金	9,086	9,288	12,040	6,880	7,080	7,080	
5305-03 講 習 料	国立障害者リハビリテーションセンター	講習料	11,360	11,840	19,081	9,896	41,997	41,997	

( 単位 : 千 円 )

部・款・項・目	部局	事項	20年度 決算額	21年度 決算額	22年度		23年度 予算額	24年度 予算額	備考
					予算額	決算額			
5306-00 許可及手数料									
5306-01 手数料	国立感染症研究所 大臣官房総務課 医政局医事課、看護課 健康局水道課 医薬食品局 国立ハンセン病療養所 電子納付該当部局	菌株交付手数料 開示請求手数料 再教育研修手数料 免状交付等手数料 再教育研修手数料 手数料 手数料	11,418	14,902	33,935	11,203	36,313	44,653	
			9,376	2,655	2,833	7,977	2,405	9,726	
			48	105	121	138	126	145	
			1,445	1,654	1,754	1,361	1,401	1,590	
			0	17	394	39	506	465	
			0	576	565	396	565	565	
			549	9,675	28,268	1,091	31,310	32,162	
5307-00 受託調査試験及役務収入			207,596	198,592	222,411	196,552	210,684	196,724	
5307-01 受託調査及試験収入	国立医薬品食品衛生研究所 国立感染症研究所 国立ハンセン病療養所	受託研究費収入	160,335	159,566	159,749	151,128	148,022	134,062	
			104,678	104,212	104,500	105,592	102,783	101,399	
			55,252	55,249	55,249	45,410	45,239	32,663	
5307-02 受託造修収入	国立障害者リハビリテーションセンター 国立ハンセン病療養所	義肢装具製作等収入	405	105	0	126	0	0	
			47,260	39,026	62,662	45,424	62,662	62,662	
			47,236	39,012	62,662	45,424	62,662	62,662	
5309-00 弁償及返納金	大臣官房会計課		24	14	0	0	0	0	
			200,357,383	252,697,900	146,950,532	328,853,355	187,716,398	160,876,849	
			70,730	39,153	60,171	10,784	54,555	40,222	
5309-02 返納金			200,286,653	252,658,747	146,890,361	328,842,571	187,661,843	160,836,627	
5311-00 物品売払収入			2,352,810	21,742,816	45,798,142	4,998,188	3,199,115	3,169,338	
5311-01 試験場製品等売払代	国立感染症研究所	試験製造品売払代	73,949	88,334	75,615	80,982	83,150	80,687	
5311-04 不用物品売払代	大臣官房会計課		8,210	1,487	7,339	3,401	6,140	4,366	
5311-03 特殊薬品売払代	健康局	ワクチン等売払代	2,926	19,056,144	42,981,438	1,829,044	17,650	11,955	

( 単位 : 千 円 )

部・款・項・目	部局	事項	20年度 決算額	21年度 決算額	22年度		23年度 予算額	24年度 見積額	備考
					予算額	決算額			
5311-07 あへん売払代	医薬食品局 監視指導・麻薬対策課	あへん売払代	2,267,725	2,596,851	2,733,750	3,084,761	3,092,175	3,072,330	
5399-00 雜入			1,658,915	1,825,053	1,936,344	2,435,684	2,044,408	2,212,250	
5399-01 労働保険料被保険者負担金	大臣官房会計課		32,823	35,660	32,823	70,957	75,115	69,164	
5399-03 小切手支払未済金収入	大臣官房会計課		10	23	17	26	24	20	
5399-04 延滞金	大臣官房会計課		7,668	14,322	11,627	9,773	10,181	10,588	
5399-02 失業者退職手当特別会計等負担金	職業安定局雇用保険課	各特別会計よりの繰入金	272,688	447,535	338,055	259,344	364,919	348,523	
5399-09 労働保険審査会費特別会計負担金	労働基準局総務課	労働保険特別会計よりの繰入金	301,735	302,675	300,989	300,989	302,121	298,118	
5399-99 雜収	大臣官房会計課		1,043,992	1,024,838	1,252,833	1,794,595	1,292,048	1,485,837	
厚生労働省主管合計			211,526,683	440,711,867	200,464,151	357,905,776	199,027,810	188,708,494	

## 平成24年度歳入予算概算見積額積算内訳

(単位：千円)

部・款・項・目	前年 度 予 算 額	24年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳					
3000-00 官業益金及官業収入								
3200-00 官業収入	1,423,247	1,337,712						
3201-00 病院収入	1,414,031	1,329,182						
3201-04 国立障害者リハビリテーションセンター	1,376,231	1,253,788	国立障害者リハビリテーションセンター病院（厚生労働省組織規則（平12.6.7厚生労働省令第252号）第665条）において、身体障害者に対するリハビリテーション医療を実施し、患者より徴収する診療費を国立障害者リハビリテーションセンター入所規程（厚生省告示第115号）第12条第2項の規定に基づき受入れるものである。					
病院収入								
			区分	病床数 A	利用率 B	収入基礎 患者数 A × B = C	日数 D	延患者数 C × D = E
			入院患者収入	床 200	% 70.0	人 140	日 365	人 51,100
			外来患者収入			200	245	703.4
								10
			実診療額 E × F × G = H	調定率 I	調定額 H × I = J	収納率 K	収納額 J × K = L	合計 L
			千円 916,683	% 99.5	千円 912,100	% 99.9	千円 911,188	千円 1,253,788
			344,666	99.5	342,943	99.9	342,600	

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
			<p>○ 1人1日平均診療報酬点数の算出根拠</p> <p><math display="block">\boxed{\text{1人1日平均診療報酬点数}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{※1} \\ \text{23年度診療報酬点数の} \\ \text{改定がなかった場合の} \\ \text{診療報酬点数} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{過去3年間 21~23} \\ \text{の自然増率} \end{array}}</math></p> <p>(入院) <math>1,793.9</math> 点 = <math>1,734.9</math> 点 <math>\times</math> <math>1.034</math></p> <p>(外来) <math>703.4</math> 点 = <math>670.5</math> 点 <math>\times</math> <math>1.049</math></p> <hr/> <p>※1 24年度診療報酬点数の改定がなかった場合の診療報酬点数</p> <p><math display="block">\boxed{\begin{array}{l} \text{22年度平均点数} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{23年4~9月平均} \\ \text{診療報酬点数} \\ (\text{実績}) \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{過去3年間 (20~22) の診} \\ \text{療報酬点数の改定がなかつ} \\ \text{た場合の診療報酬点数の} \\ \text{平均伸び率} \end{array}}</math></p> <p>(入院) <math>1,734.9</math> 点 = <math>1,655.4</math> 点 <math>\times</math> <math>1.048</math></p> <p>(外来) <math>670.5</math> 点 = <math>691.6</math> 点 <math>\times</math> <math>0.969</math></p> <p><math display="block">\boxed{\begin{array}{l} \text{23年度診療報酬点数の} \\ \text{改定がなかった場合の} \\ \text{診療報酬点数} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{23年度平均点数} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{l} (100\% - 23年度改定率) \end{array}}</math></p> <p>(入院) <math>1,734.9</math> 点 = <math>1,734.9</math> 点 <math>\times</math> <math>100\%</math></p> <p>(外来) <math>670.5</math> 点 = <math>670.5</math> 点 <math>\times</math> <math>100\%</math></p>

(単位：千円)

部・款・項・目	前年度 予算額	24年度 見積額	見 積 額 積 算 内 訳						
			区分	4～5月 平均点数 A	年 度 平均点数 B	診療報酬 点数改定 ②	Bに対する点数改定の 影響推計		(C/A)
							改定がない 場合 $B \times (100 - ②) = C$	当初改定の 場合 D	
		(入院) 12	点 2,092.3	点 2,186.5	% 1.9(12.4)	点 2,145	点 2,186.5	点 102.5	% 110.3
		13	2,189.8	2,303.7	—	2,303.7	2,303.7	105.2	105.4
		14	2,127.6	2,187.2	-1.3(14.4)	2,215.6	2,187.2	104.1	96.2
		15	2,215.0	2,301.4	—	2,301.4	2,301.4	103.9	105.2
		16	2,209.8	2,307.0	—	2,307.0	2,307.0	104.4	100.2
		17	2,070.5	2,155.4	—	2,155.4	2,155.4	104.1	93.4
		18	2,057.3	2,141.6	-1.8	2,180.1	2,141.6	106.0	101.1
		19	2,005.0	2,101.2	—	2,101.2	2,101.2	104.8	98.1
		20	1,742.02	1,829.1	0.38	1,822.1	1,829.1	104.6	86.7
		21	1,972.3	2,072.9	—	2,072.9	2,072.9	105.1	113.3
		22	1,940.1	2,033.2	0.19	2,029.3	2,033.2	104.6 過去3ヶ年の平均 104.8	97.9 過去3ヶ年の平均 103.4
		23	1,655.4	1,734.9	—	2,015.1	2,083.6		
		24							
		(外来) 12	618.8	597.1	% 1.9(12.4)	585.8	597.1	94.7	98.1
		13	670.0	643.9	—	643.9	643.9	96.1	107.8
		14	576.0	551.2	-1.3(14.4)	558.4	551.2	96.9	86.7
		15	556.3	533.5	—	533.5	533.5	95.9	96.8
		16	629.9	606.6	—	606.6	606.6	96.3	113.7
		17	647.5	624.2	—	624.2	624.2	96.4	102.9
		18	653.7	628.9	-1.8	640.2	628.9	97.9	102.6
		19	654.6	634.3	—	634.3	634.3	96.9	100.9
		20	643.6	624.9	0.38	622.5	624.9	96.7	98.1
		21	717.4	697.3	—	697.3	697.3	97.2	111.6
		22	722.0	699.6	0.19	698.3	699.6	96.7 過去3ヶ年の平均 96.9	100.1 過去3ヶ年の平均 103.1
		23	691.9	670.5	—	721.3	721.3		
		24				756.3			

23年4～9月における1人1日平均点数を基に過去の実績を勘案し、23年度平均見込点数を算出した。  
23年度平均見込点数に自然増を勘案して24年度見込点数を算出した。

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳						
			見	積	額	積	算	内	訳
3201 - 05 国立ハンセン病療養所病院収入	37,800	75,394							

## 歳出見合表 P 1 参照

国立ハンセン病療養所（厚生労働省組織規則（平12. 6. 7厚生労働省令第252号）第474条）において、入院患者に対する医療を実施し、患者より徴収する診療費を受け入れるものである。

区 分	病床数 A	利用率 B	収入基礎 患者数 $A \times B = C$	日数 D	延患者数 $C \times D = E$	1人1日 平均点数 F	単価 G	合計 $C \times D \times F \times G$
入院患者収入	床 8	% 100	人 8	日 365	人 2,920	点 2,582	円 10	千円 75,394

部・款・項・目	前年 度 予算額	24年 度 見積額	見 積 額 積 算 内 訳				
3202-00 診療所収入							
3202-01 国立知的障害児施設等診療所収入	9,216	8,530	1.	国立知的障害児施設医務課（厚生労働省組織規則（平12.6.7厚生労働省令第252号）第667条）診療所において、知的障害児に対する外来診療を実施し、患者より徴収する診療費を受入れるものである。			
			○ 算出根拠	(1) 初診 20回 × 680点 × 10円 = 136,000 円	(2) 再診 446回 × 477点 × 10円 = 2,127,420 円	(1) + (2) = 2,264 千円	
			○ 診療回数算出根拠	(1) 1日の診療人員 1.9人	(2) 年間診療日数 245日	(3) 年間の診療延人員（回数） 1.9人 × 245日 = 466人	
				(4) 初診回数 20回	(5) 再診回数 446回		
			○ 診療報酬点数の算出根拠	(1) 初診			
				①初診料 270点 ②通院・在宅精神療法（30分未満）330点 ③発達及び知能検査 80点 計 680点			
				(2) 再診			
				①再診料 69点 ②通院・在宅精神療法（30分以上）400点 ③発達及び知能検査 280点			
				④処方せん料 68点			
				① + ④ + (② + ③) × 50%（実施率） = 477点 計 477点			

部・款・項・目	前年 度 予算額	24年 度 見積額	見 積 額 積 算 内 訳
			<p>2. 国立保養所医務課（厚生労働省組織規則（平12.6.7厚生労働省令第252号）第660条）診療所において、重度障害者に対するリハビリテーション医療を実施し、患者より徴収する診療費を受入れるものである。</p> <p>○ 算出根拠</p> <p>(1) 初診 68回 × 594点 × 10円 = 403,920 円</p> <p>(2) 再診 1,484回 × 395点 × 10円 = 5,861,800 円</p> <p>(1) + (2) = 6,266 千円</p> <hr/> <p>○ 診療回数算出根拠</p> <p>(1) 1日の診療人員 6.1人</p> <p>(2) 年間診療日数 245日</p> <p>(3) 年間の診療延人員 6.1人 × 245日 = 1,495人</p> <p>(4) 初診回数 68回</p> <p>(5) 再診回数 1,484回</p> <p>○ 診療報酬点数の算出根拠</p> <p>(1) 初診</p> <p>①初診料 270点 ②カテーテル交換 40点 ③カテーテル(※) 164点 ④処方箋料 68点      ⑤外来管理加算 52点</p> <p style="text-align: right;">計 594点</p> <p>(2) 再診</p> <p>①再診料 71点 ②カテーテル交換 40点 ③カテーテル(※) 164点 ④処方箋料 68点      ⑤外来管理加算 52点</p> <p style="text-align: right;">計 395点</p> <p>(※) カテーテル平均 膀胱留置用デイスポーザブルカーテル2管一般(II) 70点      腎瘻・膀胱瘻カテーテル 257点  <math display="block">(70 + 257) \div 2 = 164\text{点}</math></p> <p>合計 1 + 2 = 8,530千円</p>

部・款・項・目	前年 度 予算額	24年 度 見積額	見 積 額 積 算 内 訳
4000-00 政府資産整理収入			
4200-00 回収金等収入			
4203-00 貸付金等回収金収入	2,722,838	1,936,864	
4203-08 消費生活協同組合資金 貸付金償還金	3,000	1,500	<p>※ (別添資料P65～66参照)</p> <p>消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭和28年法律第13号)第2条に基づく貸付金の償還金である。</p> <p>(国の貸付金の条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 利率 年3分</li> <li>(2) 貸付期間 7年(据置期間2年を含む)</li> <li>(3) 償還方法 5年元本均等償還</li> </ul>

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額	積 算	内 訳
4203-09 公衆衛生修学資金貸付金償還金	0	0	※ (別添資料 P 67 ~ 69 参照) 公衆衛生修学資金貸付法第8条による返還金である。  平成24年度見積額内訳 平成23年3月以前辞退者分 0 円 平成23年3月辞退予定者分 0 円 計 0 円  公衆衛生修学資金貸付法(昭和32年4月15日法律第65号) 1 貸与条件 将来保健所に勤務しようとする者であつて、学校教育法に規定する大学において医学又は歯学を専攻する学生 2 返還免除条件 (1) 保健所職員となったときから2年以内に医師又は歯科医師となり、引き続き在職期間が3年以上、かつ、貸与期間の1.5倍に達した場合には、全額について返還が免除される。 (2) 在職期間が貸与期間の1.5倍に達しないときでも、3年以上の場合には修学資金の一部について返還が免除される。 (3) 返還条件 返還免除の場合を除き、修学資金は貸与期間の二分の一の期間内に月賦又は半年賦により返還しなければならない。この場合の延滞金は年利14.5%とする。  (参考) 決 算 額		

決 算 額	
20年 度	1,148 千
21年 度	470
22年 度	0

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
4203-13 災害援護資金貸付金 償還金	1,103,482	732,799	<p>※（別添資料P70参照）</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第12条に基づく貸付金の償還金である。</p> <p>（国の貸付金の条件）</p> <p>(1) 利子なし</p> <p>(2) 貸付期間 都道府県12年、指定都市11年（各々据置期間3年を含む。）但し、阪神・淡路大震災分については据置期間5年としたこと。</p> <p>(3) 債還方法 9年又は8年元金償還 但し阪神・淡路大震災分については7年又は6年元金償還であること。</p>
4203-19 母子寡婦福祉資金 貸付金償還金	1,616,356	1,202,565	<p>※（別添資料P71参照）</p> <p>母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第37条に基づく貸付金の償還金である。</p> <p>（国の貸付金の条件）</p> <p>(1) 利子なし</p> <p>(2) 貸付期間なし</p> <p>(3) 債還方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子及び寡婦福祉法第37条第2項の規定による償還</li> <li>前々年度の決算上の剩余金額のうち、政令基準を越える額の一部の償還</li> <li>・母子及び寡婦福祉法第37条第4項の規定による償還</li> <li>貸付業務に支障が生じない範囲での任意の償還</li> <li>・母子及び寡婦福祉法第37条第6項の規定による償還</li> <li>貸付業務を廃止した場合の償還</li> </ul>

(単位：千円)

部・款・項・目	前年 度 予 算 額	24年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳																																																
5000-00 雜 収 入	194,881,725	185,433,918																																																	
5100-00 国有財産利用収入	508,465	465,066																																																	
5101-00 国有財産貸付収入	507,660	464,411																																																	
5101-01 土地及水面貸付料	347,708	329,165	国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項、第19条の規定に基づき行政財産を使用させることによる使用料である。 1 大臣官房会計課の使用料																																																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>使 用 許 可 数 量</th><th>使 用 料</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中央合同庁舎第5号館敷地</td><td>89.45 m<sup>2</sup></td><td>円 8,606,985</td><td></td></tr> <tr> <td>日本社会事業大学敷地 (清瀬)</td><td>本柱 10 本 支線 10 本 その他 1.7 m<sup>2</sup></td><td>15,000 15,000 1,500</td><td></td></tr> <tr> <td>(梅園)</td><td>本柱 3 本 支柱 1 本 支線柱 1 本 支線 1 本 カーブミラー 1 本</td><td>4,500 1,500 1,500 1,500 132</td><td></td></tr> <tr> <td>ハンセン病資料館敷地</td><td>本柱 1 本 支線柱 1 本 支線 1 本</td><td>1,500 1,500 1,500</td><td></td></tr> <tr> <td>全国身体障害者総合福祉センター敷地</td><td>本柱 2 本</td><td>3,000</td><td></td></tr> <tr> <td>産業安全会館敷地</td><td>3,689.02 m<sup>2</sup></td><td>88,219,729</td><td></td></tr> <tr> <td>国立職業リハビリテーションセンター</td><td>16,479.13 m<sup>2</sup></td><td>18,812,717</td><td></td></tr> <tr> <td>厚生労働省東村山宿舎</td><td>本柱 2 本 支柱 1 本</td><td>3,000 1,500</td><td></td></tr> <tr> <td>厚生労働省柏寮宿舎</td><td>本柱 2 本 支線 3 本</td><td>3,000 4,500</td><td></td></tr> <tr> <td>障害者職業能力開発校 (宮城) (神奈川) (大阪)</td><td>支線 1 本 カーブミラー 1 本 自動販売機 1 台 本柱 4 本 支線 1 本</td><td>1,500 2,126 2,352 6,000 1,500</td><td></td></tr> <tr> <td>計</td><td></td><td>115,713,041</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	使 用 許 可 数 量	使 用 料	備 考	中央合同庁舎第5号館敷地	89.45 m <sup>2</sup>	円 8,606,985		日本社会事業大学敷地 (清瀬)	本柱 10 本 支線 10 本 その他 1.7 m <sup>2</sup>	15,000 15,000 1,500		(梅園)	本柱 3 本 支柱 1 本 支線柱 1 本 支線 1 本 カーブミラー 1 本	4,500 1,500 1,500 1,500 132		ハンセン病資料館敷地	本柱 1 本 支線柱 1 本 支線 1 本	1,500 1,500 1,500		全国身体障害者総合福祉センター敷地	本柱 2 本	3,000		産業安全会館敷地	3,689.02 m <sup>2</sup>	88,219,729		国立職業リハビリテーションセンター	16,479.13 m <sup>2</sup>	18,812,717		厚生労働省東村山宿舎	本柱 2 本 支柱 1 本	3,000 1,500		厚生労働省柏寮宿舎	本柱 2 本 支線 3 本	3,000 4,500		障害者職業能力開発校 (宮城) (神奈川) (大阪)	支線 1 本 カーブミラー 1 本 自動販売機 1 台 本柱 4 本 支線 1 本	1,500 2,126 2,352 6,000 1,500		計		115,713,041	
区 分	使 用 許 可 数 量	使 用 料	備 考																																																
中央合同庁舎第5号館敷地	89.45 m <sup>2</sup>	円 8,606,985																																																	
日本社会事業大学敷地 (清瀬)	本柱 10 本 支線 10 本 その他 1.7 m <sup>2</sup>	15,000 15,000 1,500																																																	
(梅園)	本柱 3 本 支柱 1 本 支線柱 1 本 支線 1 本 カーブミラー 1 本	4,500 1,500 1,500 1,500 132																																																	
ハンセン病資料館敷地	本柱 1 本 支線柱 1 本 支線 1 本	1,500 1,500 1,500																																																	
全国身体障害者総合福祉センター敷地	本柱 2 本	3,000																																																	
産業安全会館敷地	3,689.02 m <sup>2</sup>	88,219,729																																																	
国立職業リハビリテーションセンター	16,479.13 m <sup>2</sup>	18,812,717																																																	
厚生労働省東村山宿舎	本柱 2 本 支柱 1 本	3,000 1,500																																																	
厚生労働省柏寮宿舎	本柱 2 本 支線 3 本	3,000 4,500																																																	
障害者職業能力開発校 (宮城) (神奈川) (大阪)	支線 1 本 カーブミラー 1 本 自動販売機 1 台 本柱 4 本 支線 1 本	1,500 2,126 2,352 6,000 1,500																																																	
計		115,713,041																																																	

(単位：千円)

部・款・項・目	前年度 予算額	24年度 見積額	見 積 額 積 算 内 訳				
			(1) 中央合同庁舎第5号館敷地の使用料				
			使 用 者	用 途	数 量	单 価	使 用 料
			東京地下鉄株式会社	地下鉄丸ノ内線霞ヶ関駅出入口	m <sup>2</sup> 89.45	円 1m <sup>2</sup> 当たり 96,221	円 8,606,985
			(2) 日本社会事業大学敷地（清瀬）の使用料				
			使 用 者	用 途	数 量	单 価	使 用 料
			東京電力（株） 多摩支店武藏野支社長	電力供給	本柱 9 本	円 1本当たり 1,500	円 13,500
			東京電力（株） 多摩支店武藏野支社長	電力供給	支線 6 本	1本当たり 1,500	9,000
			東日本電信電話（株） 東京支店設備部長	電気通信線路 設備	本柱 1 本	1本当たり 1,500	1,500
			東日本電信電話（株） 東京支店設備部長	電気通信線路 設備	支線 4 本	1本当たり 1,500	6,000
			東日本電信電話（株） 東京支店設備部長	電気通信線路 設備	その他 1.7 m <sup>2</sup>	1.7 m <sup>2</sup> 当たり 1,500	1,500
			計				31,500
			(3) 日本社会事業大学敷地（梅園）の使用料				
			使 用 者	用 途	数 量	单 価	使 用 料
			東京電力（株） 多摩支店武藏野支社長	電力供給	本柱 3 本	円 1本当たり 1,500	円 4,500
			東京電力（株） 多摩支店武藏野支社長	電力供給	支柱 1 本	1本当たり 1,500	1,500
			東京電力（株） 多摩支店武藏野支社長	電力供給	支線柱 1 本	1本当たり 1,500	1,500
			東京電力（株） 多摩支店武藏野支社長	電力供給	支線 1 本	1本当たり 1,500	1,500
			S.I	道路交通安全施設	カーブミラー 1 本	132	132
			計				9,132

(単位：千円)

部・款・項・目	前年 度 予算額	24年度 見積額	見 積 額 積 算 内 訳				
			使 用 者	用 途	数 量	单 価	使 用 料
(4) ハンセン病資料館敷地の使用料							
東京電力（株） 多摩支店武藏野支社長	電力供給	支線柱 1本	1本当たり 1,500	円	1,500	円	
東京電力（株） 多摩支店武藏野支社長	電力供給	支線 1本	1本当たり 1,500	円	1,500	円	
東日本電信電話（株） 東京支店設備部長	電気通信線路 設備	本柱 1本	1本当たり 1,500	円	1,500	円	
計						4,500	
(5) 全国身体障害者総合福祉センター敷地の使用料							
東京電力（株） 東京支店新宿支社長	電力供給	本柱 2本	1本当たり 1,500	円	3,000	円	
(6) 産業安全会館敷地の使用料							
労働基準局長	庁舎等	m <sup>2</sup> 1,054.24	円 23,914	円	25,211,319	円	安全衛生総合会館
労働基準局長	庁舎等	625.48	23,914	円	14,957,770	円	女性と仕事の未来館
職業安定局長	庁舎等	625.48	23,914	円	14,957,770	円	女性と仕事の未来館
労働基準局長	庁舎等	1,380.83	23,914	円	33,021,368	円	産業安全会館
中央労働災害防止協会	庁舎等	2.99	23,914	円	71,502	円	産業安全会館
計		3,689.02			88,219,729	円	

部・款・項・目	前年 度 予算額	24年度 見積額	見 積 額 積 算 内 訳					
			使 用 者	用 途	数 量	单 価	使 用 料	
(7) 国立職業リハビリテーションセンター敷地の使用料								
			労働基準局長	庁舎等	m <sup>2</sup> 10,756.07	円 1,128	円 12,139,028	国立職業リハビリテーションセンター
			職業安定局長	庁舎等	5,723.06	1,166	6,673,689	国立職業リハビリテーションセンター
			計		16,479.13		18,812,717	
(8) 厚生労働省東村山宿舎の敷地の使用料								
			東京電力（株）立川支社長	電力供給	本柱 2本	円 1 本当たり 1,500	円 3,000	
			東京電力（株）立川支社長	電力供給	支柱 1本	1 本当たり 1,500	1,500	
			計				4,500	
(9) 厚生労働省柏寮宿舎の敷地の使用料								
			東京電力（株）東葛支社長	電力供給	本柱 2本	円 1 本当たり 1,500	円 3,000	
			東京電力（株）東葛支社長	電力供給	支線 2本	1 本当たり 1,500	3,000	
			東日本電信電話（株）千葉支店長	電気通信線路設備	支線 1本	1 本当たり 1,500	1,500	
			計				7,500	
(10) 宮城障害者職業能力開発校敷地の使用料								
			東北電力（株）仙台営業所長	電力供給	支線 1本	円 1 本当たり 1,500	円 1,500	

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 領	見 積 額 積 算 内 訳																																									
			使 用 者	用 途	数 量	単 価	使 用 料	備 考																																				
(11) 神奈川障害者職業能力開発校敷地の使用料																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>(独) 国立病院機構 相模原病院院長</td> <td>道路交通安全施設</td> <td>カーブミラー 1 本</td> <td>算定方式による</td> <td>2,126 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>									(独) 国立病院機構 相模原病院院長	道路交通安全施設	カーブミラー 1 本	算定方式による	2,126 円																															
(独) 国立病院機構 相模原病院院長	道路交通安全施設	カーブミラー 1 本	算定方式による	2,126 円																																								
(12) 大阪障害者職業能力開発校敷地の使用料																																												
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>大阪府肢体不自由児者 父母の会連合会会長</td> <td>自動販売機の設置</td> <td>m<sup>2</sup> 土地 1.08</td> <td>円 算定方式による</td> <td>円 2,352</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関西電力（株） 南大阪営業所長</td> <td>電力供給</td> <td>本柱 4 本</td> <td>1,500</td> <td>6,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話（株） 大阪南支店長</td> <td>電気通信線路 設備</td> <td>支線 1 本</td> <td>1,500</td> <td>1,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>9,852</td><td></td><td></td></tr> </table>									大阪府肢体不自由児者 父母の会連合会会長	自動販売機の設置	m <sup>2</sup> 土地 1.08	円 算定方式による	円 2,352					関西電力（株） 南大阪営業所長	電力供給	本柱 4 本	1,500	6,000					西日本電信電話（株） 大阪南支店長	電気通信線路 設備	支線 1 本	1,500	1,500					計						9,852		
大阪府肢体不自由児者 父母の会連合会会長	自動販売機の設置	m <sup>2</sup> 土地 1.08	円 算定方式による	円 2,352																																								
関西電力（株） 南大阪営業所長	電力供給	本柱 4 本	1,500	6,000																																								
西日本電信電話（株） 大阪南支店長	電気通信線路 設備	支線 1 本	1,500	1,500																																								
計						9,852																																						
2 試験研究機関等の使用料																																												
(平成 24 年度見積額)																																												
<table style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>試験研究機関</td> <td>254,856 円</td> </tr> <tr> <td>検疫所</td> <td>28,500</td> </tr> <tr> <td>国立ハンセン病療養所</td> <td>3,823,322</td> </tr> <tr> <td>更生援護機関</td> <td>1,914,295</td> </tr> <tr> <td>都道府県労働局</td> <td>207,430,977</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">計</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align:center;">213,451,950</td></tr> </table>								試験研究機関	254,856 円	検疫所	28,500	国立ハンセン病療養所	3,823,322	更生援護機関	1,914,295	都道府県労働局	207,430,977	計		213,451,950																								
試験研究機関	254,856 円																																											
検疫所	28,500																																											
国立ハンセン病療養所	3,823,322																																											
更生援護機関	1,914,295																																											
都道府県労働局	207,430,977																																											
計																																												
213,451,950																																												
1 + 2 = 115,713千円 + 213,452千円 = 329,165千円																																												

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳			
			見	積	額	積 算 内 訳
5101-02 建物及物件貸付料	42,657	34,165	国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項の規定に基づき行政財産を使用させることによる使用料である。			
1 大臣官房会計課の建物の使用料						
区 分	使 用 許 可 数 量	使 用 料	備 考			
中央合同庁舎第5号館	1,390.09 m <sup>2</sup>	21,191,398 円				
女性と仕事の未来館	100.45	700,326				
障害者職業能力開発校	13.69	196,109				
合 計	1,504.23	22,087,833				

## (説明)

- (1) 使用許可の対象は、売店等職員の厚生施設その他国の事務の遂行上止むを得ないと認められるものである。
- (2) 「使用料」の算定については、国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について（昭和33年蔵管第1号）による。

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳														
5101-03 公務員宿舎貸付料	117,295	101,081	<p>2 試験研究機関等の建物の一部使用料分（各施設内的一部を職員等の福利厚生施設として使用許可しているものに対する分）</p> <p>（平成24年度見積額）</p> <table style="margin-left: 200px;"> <tr> <td>試験研究機関</td> <td>1,792,374 円</td> </tr> <tr> <td>検疫所</td> <td>259,068</td> </tr> <tr> <td>国立ハンセン病療養所</td> <td>1,715,733</td> </tr> <tr> <td>更生援護機関</td> <td>5,241,572</td> </tr> <tr> <td>中央労働委員会</td> <td>2,225,319</td> </tr> <tr> <td>都道府県労働局</td> <td>843,362</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12,077,428</td> </tr> </table> <p>合計 1 + 2 = 22,088千円 + 12,077千円 = 34,165千円</p> <p>「公務員宿舎貸付料」（P25～26参照）</p>	試験研究機関	1,792,374 円	検疫所	259,068	国立ハンセン病療養所	1,715,733	更生援護機関	5,241,572	中央労働委員会	2,225,319	都道府県労働局	843,362	計	12,077,428
試験研究機関	1,792,374 円																
検疫所	259,068																
国立ハンセン病療養所	1,715,733																
更生援護機関	5,241,572																
中央労働委員会	2,225,319																
都道府県労働局	843,362																
計	12,077,428																

## 公 務 員 宿 舎 貸 付 料 欄

厚 生 労 働 省 主 管

(単位:千円)

収 入 分 見 込	区 分	平 成 2 年 度 以 前										平 成 2 3 年 度 以 降 新 設 増 設 分				2 4 年 度 収入見込 額  (E)+(F)+ (G)+(H)+ (I)				
		2 2 年 度 収 納 實 繩								(B) 2 3 年 度 年 换 算 額	(C) 2 4 年 度 経 年 減 額	(D) (B)(C)以外 の 増 減 額	(E) 計	平 成 2 3 年 度			2 4 年 度 新 設 要 求 分			
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	累 計	1 ヶ 月 平均(A)					(A) × 12	見 込	見 込	(B) - (C) ± (D)			
宿 舎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(A) × 12					(F) 21 年 度 より 繰 越 完 成 分 の 年 换 算 額					
駐 車 場	-	-	-	-	-	-	-	-	-						戸 数 面 積	23 年 度 中 完 成 分 の 年 换 算 額	2 4 年 度 ～ 繰 越 完 成 分 の 次 年 度 収 入			
計	8,934	8,779	8,896	7,984	7,984	7,984	7,984	50,561	8,427	101,124	43	0	101,081	0	- 戸 - m <sup>2</sup>	(G) 0	(H) 0	- 戸 - m <sup>2</sup>	-	101,081
平成 23 年 6 月 1 日現在										(経年内訳)										
1 宿舎等戸数及び面積										5 戸 15 千 m <sup>2</sup>										
上 積 算 内 訳			宿 舎		駐 車 場						3 戸 142 m <sup>2</sup>									
	戸 数(戸)		1,152		640						10 戸 16 千 m <sup>2</sup>									
	面 積(m <sup>2</sup> )		52,277		7,916						6 戸 498 m <sup>2</sup>									
2 区 分										15 戸 0 千 m <sup>2</sup>										
			宿 舎		駐 車 場						0 戸 0 m <sup>2</sup>									
	戸 数(戸)										20 戸 4 千 m <sup>2</sup>									
	面 積(m <sup>2</sup> )										1 戸 55 m <sup>2</sup>									
厚生労働省 試験研究機関 検 疫 所										25 戸 2 千 m <sup>2</sup>										
584		12,527		201		2,513				1 戸 60 m <sup>2</sup>										
20		1,100		0		0				30 戸 4 千 m <sup>2</sup>										
32		2,041		26		361				2 戸 142 m <sup>2</sup>										
										35 戸 2 千 m <sup>2</sup>										
										2 戸 136 m <sup>2</sup>										

	国立障害者リハビリテーションセンター	234	21,773	187	2,275									
同上	国立児童自立支援施設	10	560	19	238									
積訳	国立ハンセン病療養所	12	688	12	150									
	都道府県労働局	260	13,588	195	2,379									

(単位：千円)

部・款・項・目	前年 度 予 算 額	24年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳									
5102-00 国有財産使用収入												
5102-01 版権及特許権等収入	490	430	1 国立感染症研究所が発明した、「メタローβ-ラクタマーゼ産生菌の判別方法」につき、栄研科学株式会社との契約（平成14年12月18日）に基づく実施料である。									
製品名（包装単位）	期首 在庫 数量	製造 数量	販売 数量	販売 単価	販売金額	ブレーク率 割合	実施 料率	実施料	期末 在庫 数量	備考 (ア)度 兼返品等)	本	本
KBテイスクセフタジム(51枚×2)	—	—	1,592	1,640	2,610,880			52,217	—	—		
メト-β-ラクタマーゼSMA(51枚×1)	159	1,580	1,592	1,640	2,610,880			52,217	136	11		
フロースンフーレートBC5E(10枚)	0	60	50	3,920	196,000	4/5		3,136	0	10		
フロースンフーレートKIS8(10枚)	0	10	10	7,900	79,000	4/9		702	0	0		
フロースンフーレートNS71(10枚)	40	100	140	8,890	1,244,600	1/6		4,148	0	0		
フロースンフーレートUTF1(10枚)	0	40	40	12,150	486,000	3/17		1,715	0	0		
BC7Vフーレート(10枚)	0	32	30	3,920	117,600	1/3		784	0	2		
BC7Xフーレート(10枚)	0	12	10	3,920	39,200	1		784	0	2		
UXOAフーレート(10枚)	0	20	20	15,000	300,000	2/11		1,090	0	0		
ドライブフーレトDPD1(20枚)	40	320	329	16,000	5,264,000	4/21		20,053	14	17		
ドライブフーレトFJ42(50枚)	0	8	8	36,350	290,800	4/25		930	0	0		
ドライブフーレトJG0A(50枚)	0	8	8	48,000	384,000	1/4	2	1,920	0	0		
ドライブフーレトKM25(50枚)	0	4	4	35,000	140,000	1/4		700	0	0		
ドライブフーレトLS31(50枚)	16	24	40	43,000	1,720,000	1/6		5,733	0	0		
ドライブフーレトMN11(50枚)	8	24	24	50,500	1,212,000	4/23		4,215	8	0		
ドライブフーレトOI11(50枚)	0	13	13	45,080	586,040	1/6		1,953	0	0		
ドライブフーレトOI15(50枚)	0	25	25	45,080	1,127,000	1/6		3,756	0	0		
ドライブフーレト0001(50枚)	0	8	8	36,000	288,000	1/6		960	0	0		
ドライブフーレト0005(50枚)	0	8	8	36,000	288,000	4/17		1,355	0	0		
ドライブフーレトTF11(50枚)	0	16	16	38,300	612,800	4/27		1,815	0	0		
ドライブフーレトUE05(50枚)	2	24	21	33,000	693,000	4/17		3,261	5	0		
ドライブフーレトUG15(50枚)	0	4	4	43,300	173,200	2/17		407	0	0		
ドライブフーレトYK45(50枚)	0	13	10	28,850	288,500	4/13		1,775	3	0		
DP192-BP41(200枚)	101	414	426	91,000	38,766,000	4/81		38,287	74	15		
							計	203,913				
							消費税	10,195				
							合計	214,108				

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳																	
			2	(1) 国立障害者リハビリテーションセンターが発明した、cDNA合成法である「v-キャッピング法」につき、日立計測器サービス株式会社との契約に基づく実施料である。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>製 造 数</th><th>販 売 数</th><th>販 売 単 価</th><th>販 売 金 額</th><th>実 施 料 率</th><th>実 施 料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>cDNA合成法である「v-キャッピング法」</td><td>6</td><td>6</td><td>—</td><td>10,768,104</td><td>2.0</td><td>215,362</td></tr> </tbody> </table>							区 分	製 造 数	販 売 数	販 売 単 価	販 売 金 額	実 施 料 率	実 施 料	cDNA合成法である「v-キャッピング法」	6	6	—	10,768,104	2.0	215,362
区 分	製 造 数	販 売 数	販 売 単 価	販 売 金 額	実 施 料 率	実 施 料														
cDNA合成法である「v-キャッピング法」	6	6	—	10,768,104	2.0	215,362														
<p>※ 実施料には消費税5%を含む。</p> <p>(2) 国立障害者リハビリテーションセンターが発明した、「認知機能障害者用支援装置」につき、明電ソフトウェア株式会社との契約に基づく実施料である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>製 造 数</th><th>販 売 数</th><th>販 売 単 価</th><th>販 売 金 額</th><th>実 施 料 率</th><th>実 施 料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「認知機能障害者用支援装置」</td><td>2</td><td>2</td><td>—</td><td>39,900</td><td>1.0</td><td>399</td></tr> </tbody> </table>							区 分	製 造 数	販 売 数	販 売 単 価	販 売 金 額	実 施 料 率	実 施 料	「認知機能障害者用支援装置」	2	2	—	39,900	1.0	399
区 分	製 造 数	販 売 数	販 売 単 価	販 売 金 額	実 施 料 率	実 施 料														
「認知機能障害者用支援装置」	2	2	—	39,900	1.0	399														
<p>※ 実施料には消費税5%を含む。</p> <p>合 計 1 + 2 = 214千円 + 216千円 = 430千円</p>																				
5104-00 利子収入	315	225																		
5104-03 延納利子収入	120	120	<p>※ (別添資料P63～64参照)</p> <p>国の債権の管理等に関する法律(昭和31年法律第114号)第26条に基づく履行延期の特約にかかる利子収入である。</p>																	

部・款・項・目	前年 度 予 算 額	24年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
5104-04 消費生活協同組合資金貸付金利子収入	195	105	※ (別添資料 P 65～66 参照)  消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭和28年法律第13号)第2条に基づく貸付金の利子収入である。
5200-00 納付金			
5203-00 雜納付金	422,652	0	
5203-20 独立行政法人国立健康・栄養研究所納付金	78,551	0	「独立行政法人国立健康・栄養研究所法」第12条第3項の規定により独立行政法人国立健康・栄養研究所から納付される納付金の受入れである。
5203-48 独立行政法人医薬基盤研究所納付金	59,859	0	「独立行政法人通則法」第46条の2第3項の規定により独立行政法人医薬基盤研究所から納付される納付金の受入れである。
5203-47 独立行政法人国立病院機構納付金	0	0	
5203-12 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園納付金	0	0	
5203-13 独立行政法人雇用・能力開発機構納付金	0	0	
5203-21 独立行政法人労働安全衛生総合研究所納付金	284,242	0	
5203-96 独立行政法人勤労者退職金共済機構納付金	0	0	
5203-97 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構納付金	0	0	
5203-98 独立行政法人福祉医療機構納付金	0	0	
5203-69 独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	0	0	

部・款・項・目	前年度 予算額	24年度 見積額	見 積 額 積 算 内 訳
5300-00 諸 収 入	193,950,608	184,968,852	
5303-00 特別会計受入金			
5303-28 年金特別会計受入金	566,513	18,284,831	「特別会計に関する法律」第8条第2項及び附則第35条の規定に基づく、年金特別会計からの受入れである。 1. 「特別会計に関する法律」第8条第2項の規定に基づき、年金特別会計健康勘定から受入 18,279,501千円 2. 「特別会計に関する法律」附則第35条の規定に基づき、年金特別会計業務勘定から受入 5,330千円
5305-00 授業料及入学検定料	177,177	184,207	歳出見合表P1参照
5305-01 授 業 料	111,300	118,500	1 「国立ハンセン病療養所附属看護学校学則準則」第32条の規定に基づく授業料の受入れである。  看護師 30,000千円  ア 1年生 50人 × @25,000円 × 12月 = 15,000千円  イ 2年生 50人 × @25,000円 × 12月 = 15,000千円  ア + イ = 30,000千円  2 国立障害者リハビリテーションセンター学院（平成12、6、7 厚生労働省令第252号、厚生労働省組織規則第695条）の学院生及び秩父学園附属保護指導職員養成所の生徒から徴収する授業料を受入れるものである。  ア 言語聴覚学科  (1年生) 30人 × @31,000円 × 12月 = 11,160千円  (2年生) 30人 × @28,750円 × 12月 = 10,350千円  イ 義肢装具学科  (1年生) 10人 × @31,000円 × 12月 = 3,720千円  (2年生) 10人 × @28,750円 × 12月 = 3,450千円  (3年生) 10人 × @25,000円 × 12月 = 3,000千円  計 21,510千円  計 10,170千円

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
			<p>ウ 視覚障害学科</p> <p>(1年生) 20人×@31,000円 × 12月 = 7,440千円</p> <p>(2年生) 20人×@28,750円 × 12月 = 6,900千円</p> <p style="text-align: right;">計 14,340千円</p> <p>エ 手話通訳学科</p> <p>(1年生) 30人×@31,000円 × 12月 = 11,160千円</p> <p>(2年生) 30人×@28,750円 × 12月 = 10,350千円</p> <p style="text-align: right;">計 21,510千円</p> <p>オ リハビリテーション体育学科</p> <p>(1年生) 10人×@31,000円 × 12月 = 3,720千円</p> <p>(2年生) 10人×@28,750円 × 12月 = 3,450千円</p> <p style="text-align: right;">計 7,170千円</p> <p>カ 児童指導員科及び保育士専修科</p> <p>40人×@28,750円 × 12月 = 13,800千円</p> <p>ア+イ+ウ+エ+オ+カ = 88,500千円</p> <p>合 計 1 + 2 = 30,000千円 + 88,500千円 = 118,500千円</p>

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 領	見 積 額 積 算 内 訳																					
5305-02 入学及検定料	23,880	23,710	<p style="text-align: center;">歳出見合表 P 2～3 参照</p> <p>1 「国立ハンセン病療養所附属看護学校学則準則」第32条の規定に基づく入学検定料及び入学金の受入れである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 入学検定料</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">(100) 90人 × @ 17,000円</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(1,700) = 1,530千円</td> </tr> <tr> <td>イ 入 学 金</td> <td style="text-align: center;">50人 × @ 172,000円</td> <td style="text-align: right;">8,600千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">ア + イ = 10,130千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">歳出見合表 P 4～10 参照</p> <p>2 国立障害者リハビリテーションセンター学院及び秩父学園附属保護指導職員養成所から徴収する入学試験手数料並びに、入学金を受け入れるものである。</p> <p>ア 言語聴覚学科</p> <p>(24年度受験予定人員)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(ア) 入学検定料</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">130人 × @ 16,000円</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">= 2,080千円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 入 学 金</td> <td style="text-align: center;">30人 × @ 172,000円</td> <td style="text-align: right;">5,160千円</td> </tr> </table> <p>イ 義肢装具学科</p> <p>(24年度受験予定人員)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">(ア) 入学検定料</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">90人 × @ 16,000円</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">= 1,440千円</td> </tr> <tr> <td>(イ) 入 学 金</td> <td style="text-align: center;">10人 × @ 172,000円</td> <td style="text-align: right;">1,720千円</td> </tr> </table>	ア 入学検定料	(100) 90人 × @ 17,000円	(1,700) = 1,530千円	イ 入 学 金	50人 × @ 172,000円	8,600千円			ア + イ = 10,130千円	(ア) 入学検定料	130人 × @ 16,000円	= 2,080千円	(イ) 入 学 金	30人 × @ 172,000円	5,160千円	(ア) 入学検定料	90人 × @ 16,000円	= 1,440千円	(イ) 入 学 金	10人 × @ 172,000円	1,720千円
ア 入学検定料	(100) 90人 × @ 17,000円	(1,700) = 1,530千円																						
イ 入 学 金	50人 × @ 172,000円	8,600千円																						
		ア + イ = 10,130千円																						
(ア) 入学検定料	130人 × @ 16,000円	= 2,080千円																						
(イ) 入 学 金	30人 × @ 172,000円	5,160千円																						
(ア) 入学検定料	90人 × @ 16,000円	= 1,440千円																						
(イ) 入 学 金	10人 × @ 172,000円	1,720千円																						

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
			<p>ウ 視覚障害学科            (24年度受験予定人員)            20人 × @ 16,000円 = 320千円</p> <p>エ 手話通訳学科            (24年度受験予定人員)            30人 × @ 16,000円 = 480千円</p> <p>オ リハビリテーション体育学科            (24年度受験予定人員)            20人 × @ 16,000円 = 320千円</p> <p>カ 脳卒中リハビリテーション認定看護師養成研修            (24年度受験予定人員)            60人 × @ 31,000円 = 1,860千円</p> <p>キ 児童指導員科及び保育士専修科            40人 × @ 5,000円 = 200千円</p> <p style="text-align: right;">ア + イ + ウ + エ + オ + カ + キ = 13,580千円</p> <p style="text-align: right;">合 計 1 + 2 = 10,130千円 + 13,580千円 = 23,710千円</p>

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
5305-03 講 習 料	41,997	41,997	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">歳出見合表 P 11～30 参照</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンター学院及び秩父学園付属保護指導職員養成所において、研修会を実施し、受講者より徴収する原材料費、宿泊代等を受入れるものである。</p> <p style="text-align: right;">41,997千円</p> <p>(1) 義肢装具士研修会 920千円      義肢装具士の資質及び技術の向上を図るため研修会を実施し、受講者から原材料、宿泊代を徴収するものである。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 原材料費      大腿義足 @ 85,050円 × 10人 × 1回 = 851千円      イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 10人 × 2日 × 1回 = 69千円</p> <p>(2) 作業療法士研修会 203千円      作業療法士の資質及び技術の向上を図り、身体障害者の医学的、社会的更生を助長するため、現任訓練研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア テキスト代等 @ 3,200円 × 20人 × 1回 = 64千円      イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 20人 × 2日 × 1回 = 139千円</p> <p>(3) 理学療法士研修会 203千円      理学療法士の資質及び技術の向上を図り、身体障害者の医学的、社会的更生を助長するため、現任訓練研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア テキスト代等 @ 3,200円 × 20人 × 1回 = 64千円      イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 20人 × 2日 × 1回 = 139千円</p> <p>(4) リハビリテーション心理職研修会 330千円      リハビリテーション心理職の資質の向上を図るため、研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。</p> <p style="margin-left: 2em;">ア テキスト代等 @ 1,300円 × 20人 × 2回 = 52千円      イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 20人 × 2日 × 2回 = 278千円</p>

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
			(5) 義肢装具等適合判定医師研修会 3,870千円 身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の技術の向上を図り、身体障害者の医学的リハビリーションを推進するため、研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 ア テキスト代等 @ 13,800円× 100人 × 2回 = 2,760千円 イ 宿 泊 代 @ 3,470円× 40人 × 4日 × 2回 = 1,110千円
			(6) 言語聴覚士研修会 268千円 言語聴覚士の資質の向上を図るため、研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 ア テキスト代等 @ 2,000円× 30人 × 1回 = 60千円 イ 宿 泊 代 @ 3,470円× 30人 × 2日 × 1回 = 208千円
			(7) 視覚障害者生活支援研修会 213千円 歩行訓練士の資質及び技術の向上を図り、視覚障害者のリハビリテーションを推進するため研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 ア テキスト代等 @ 3,700円× 20人 × 1回 = 74千円 イ 宿 泊 代 @ 3,470円× 20人 × 2日 × 1回 = 139千円
			(8) 補聴器等判定医師研修会 3,724千円 聴覚障害者の補聴器等の適合判定に従事する医師の技術の向上を図り、障害者の医学的リハビリテーションを推進するため、研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 ア テキスト代等 @ 17,200円× 76人 × 2回 = 2,614千円 イ 宿 泊 代 @ 3,470円× 40人 × 4日 × 2回 = 1,110千円

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
			<p>(9) 身体障害者更生相談所生活指導員等実務研修会 434千円            更生相談所職員に対して、身体障害者更生相談所業務の円滑な推進を図るために、更生医療等の職務上必要な知識の習得を目的とした研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。</p> <p>ア テキスト代等 @ 2,600円 × 60人 × 1回 = 156千円            イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 40人 × 2日 × 1回 = 278千円</p>
			<p>(10) 手話通訳士専門研修会 472千円            言語障害者の手話通訳に従事する手話通訳士の手話通訳技術の向上を図るために、研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。</p> <p>ア テキスト代等 @ 9,700円 × 20人 × 1回 = 194千円            イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 20人 × 4日 × 1回 = 278千円</p>
			<p>(11) 視覚障害者用補装具適合判定医師研修会 613千円            視覚障害者の矯正眼鏡、弱視眼鏡等の適合判定に従事する医師の技術の向上を図るために、研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。</p> <p>ア テキスト代等 @ 23,700円 × 20人 × 1回 = 474千円            イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 20人 × 2日 × 1回 = 139千円</p>
			<p>(12) リハビリテーション看護研修会 801千円            身体障害者のリハビリテーション看護に従事する看護婦のリハビリテーション看護技術の向上を図るために、研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。</p> <p>ア テキスト代等 @ 7,700円 × 50人 × 1回 = 385千円            イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 40人 × 3日 × 1回 = 416千円</p>
			<p>(13) 福祉機器専門職員研修会 584千円            福祉機器の専門職員の専門性の向上を図るために、研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。</p> <p>ア テキスト代等 @ 2,800円 × 60人 × 1回 = 168千円            イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 40人 × 3日 × 1回 = 416千円</p>

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
			(14) 靴型装具専門職員研修会 522千円 義肢装具士に靴型装具に関する専門知識や専門技術を修得させるため、研修会を実施し、受講者から実習材料費、宿泊代を徴収するものである。 ア 実習材料費 @ 41,800円 × 10人 × 1回 = 418千円 イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 10人 × 3日 × 1回 = 104千円
			(15) 盲ろう者通訳ガイドヘルパー指導者研修会 777千円 ホームヘルパーに対して、盲ろう者の通訳、介助の専門的知識と技術を習得させることを目的とした研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 ア テキスト代等 @ 11,100円 × 20人 × 1回 = 222千円 イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 20人 × 8日 × 1回 = 555千円
			(16) 音声言語機能等判定医師研修会 953千円 音声・言語（そしゃく）機能障害の判定に従事する耳鼻科医師に対して、身体障害者の判定に必要な研修を行い、受講者からテキスト代・宿泊代を徴収するものである。 ア テキスト代 @ 17,900円 × 30人 × 1回 = 537千円 イ 宿泊代 @ 3,470円 × 30人 × 4日 × 1回 = 416千円
			(17) 15条指定医師研修会 864千円 身体障害者福祉法第15条において都道府県が定める指定医師に対して、国のガイドラインに基づく適正な障害認定事務の運用を目的とした研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 テキスト代 @ 7,200円 × 60人 × 2回 = 864千円

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
			(18) 更生相談所所長等研修会 415千円 更生相談所の幹部（所長等）に対して、国立リハビリセンターのノウハウを提供することにより、更生相談所機能の充実強化を図ることを目的とした研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 ア テキスト代 @ 7,600円 × 50人 × 1回 = 380千円 イ 宿泊代 @ 3,470円 × 10人 × 1日 × 1回 = 35千円
			(19) 介助犬トレーナー育成研修会 192千円 現任の介助犬の訓練者に対して、訓練者の質の向上を図る観点から、研修を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 ア テキスト代 @ 5,300円 × 10人 × 1回 = 53千円 イ 宿泊代 @ 3,470円 × 10人 × 4日 × 1日 = 139千円
			(20) 聴導犬トレーナー育成研修会 192千円 現任の聴導犬の訓練者に対して、訓練者の質の向上を図る観点から、研修を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 ア テキスト代 @ 5,300円 × 10人 × 1回 = 53千円 イ 宿泊代 @ 3,470円 × 10人 × 4日 × 1日 = 139千円
			(21) 高次脳機能障害支援研修会経費 1,358千円 支援モデル事業により得られた成果を広く全国に提供するため、リハセンターにおいて関係機関職員への研修を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 ア テキスト代等 @ 5,400円 × 200人 × 1回 = 1,080千円 イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 40人 × 2日 × 1回 = 278千円

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
			(22) 障害者自立支援法関連研修会経費 1,173千円 障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、リハセンターにおいて関係機関職員への研修を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 ① サービス管理責任者研修会経費 628千円 ア テキスト代 @ 1,200円 × 292人 × 1回 = 350千円 イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 40人 × 2日 × 1回 = 278千円 ② 相談支援従事者研修会経費 545千円 ア テキスト代 @ 1,300円 × 205人 × 1回 = 267千円 イ 宿 泊 代 @ 3,470円 × 40人 × 2日 × 1回 = 278千円
			(23) 脳卒中リハビリテーション認定看護師養成研修 18,000千円 専門的知識と技術を有する脳卒中リハビリテーション認定看護師を養成することにより、障害者福祉やリハビリテーションの発展に寄与することを目的として、リハセンターにおいて関係機関職員への研修を実施し、受講者から受講料を徴収するものである。 受 講 料 @ 600,000円 × 30人 = 18,000千円
			(24) 指導員・保育士コース（基本・応用） 1,518千円 知的障害・発達障害関係施設の中堅職員を対象に、基本コースでは、通常生活における基本的な支援方法の習得、応用コースでは、処遇困難事例への対応、就労支援など、より高度な知識とスキルを習得するための研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 ア テキスト代 @ 1,000円 × 40人 × 2コース × 2回 = 160千円 イ 宿 泊 代 @ 2,830円 × 30人 × 4日 × 2コース × 2回 = 1,358千円
			(25) 医療・健康管理コース 380千円 知的障害・発達障害関係施設の看護師等医療従事者を対象に障害特性を理解し、医療の果たす役割等の知識を深め相互討論を通じて職員の資質の向上を図るために研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。 ア テキスト代 @ 1,000円 × 40人 = 40千円 イ 宿 泊 代 @ 2,830円 × 30人 × 4日 = 340千円

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
			(26) 新任職員コース 380千円 知的障害・発達障害関係施設の新任職員を対象に、基礎知識、援助技術を習得するための研修会を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。  ア テキスト代 @ 1,000円 × 40人 = 40千円 イ 宿 泊 代 @ 2,830円 × 30人 × 4日 = 340千円
			(27) 施設運営管理コース 209千円 知的障害関係施設の施設長等を対象に、施設運営に関する専門的な知識を習得し、施設長としての資質向上を図るための研修会を実施、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。  ア テキスト代 @ 1,300円 × 30人 = 39千円 イ 宿 泊 代 @ 2,830円 × 30人 × 2日 = 170千円
			(28) 自閉症トレーニングセミナー、自閉症入門コース、行動障害コース、地域移行支援コース 847千円 自閉症の特性や行動障害の特性を理解し、基本的知識、支援方法の実践トレーニング、地域移行に際しての援助技術等を習得するための研修を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。  ア テキスト代 @ 1,400円 × 160人 = 224千円 イ 宿 泊 代 623千円 自閉症トレーニングセミナー 2,830円 × 20人 × 1日 × 2回 = 113千円 自閉症入門コース 2,830円 × 30人 × 2日 = 170千円 行動障害コース 2,830円 × 30人 × 2日 = 170千円 地域移行支援コース 2,830円 × 30人 × 2日 = 170千円
			(29) 自閉症子育て支援セミナー 300千円 自閉症・発達障害のある子どものを持つ家族や施設職員、教師等を対象に、療育の知識や援助法を習得するためのセミナーを実施し、受講者からテキスト代を徴収するものである。  ア テキスト代 @ 1,000円 × 300人 = 300千円

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
			(30) 発達障害支援センター職員研修会 480千円 自閉症及びその周辺領域の発達障害をもつ児（者）に対する療育技術及びその家庭に対する支援方法を習得するための研修を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。  ア テキスト代 @ 1,000円 × 70人 × 2回 = 140千円 イ 宿 泊 代 @ 2,830円 × 30人 × 2日 × 2回 = 340千円
			(31) 発達障害者関係職員研修会 536千円 都道府県等の行政職、保健師、保育士等の現任者に対し、発達障害特性の知識向上、支援技術の向上を図るための研修を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。  ア テキスト代 @ 1,400円 × 70人 × 2回 = 196千円 イ 宿 泊 代 @ 2,830円 × 30人 × 2日 × 2回 = 340千円
			(32) 知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修会 266千円 知的障害者更生相談所の職員に対し、専門的知識及び援助技術を習得するための研修を実施し、受講者からテキスト代、宿泊代を徴収するものである。  ア テキスト代 @ 1,600円 × 60人 = 96千円 イ 宿 泊 代 @ 2,830円 × 30人 × 2日 = 170千円

(単位：千円)

部・款・項・目	前年 度 予 算 額	24年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳																																																				
5306-00 許可及手数料																																																							
5306-01 手数料	36,313	44,653	<p>1 菌株交付手数料 9,726千円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>平成24年度 見込件数</th><th>1件当たりの 手数料</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(菌株交付手数料)</td><td>件</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr> <td>抗生素質試験用菌株</td><td>2</td><td>26,100</td><td>52,200</td></tr> <tr> <td>B C G 製造用菌株</td><td>12</td><td>88,600</td><td>1,063,200</td></tr> <tr> <td>インフルエンザウイルス株</td><td>21</td><td>71,200</td><td>1,495,200</td></tr> <tr> <td>参照抗インフルエンザHA抗血清 (一元放射免疫拡散試験用)</td><td>29</td><td>72,900</td><td>2,114,100</td></tr> <tr> <td>参照抗インフルエンザHA抗原 (一元放射免疫拡散試験用)</td><td>84</td><td>40,900</td><td>3,435,600</td></tr> <tr> <td>参照細胞培養痘そろワクチン (ブラーク法)</td><td>5</td><td>41,800</td><td>209,000</td></tr> <tr> <td>マウス白血球数減少試験用参照 インフルエンザワクチン</td><td>13</td><td>73,600</td><td>956,800</td></tr> <tr> <td>第VIII因子国内標準品</td><td>6</td><td>23,100</td><td>138,600</td></tr> <tr> <td>タゾバクタム標準品</td><td>3</td><td>39,800</td><td>119,400</td></tr> <tr> <td>人アンチトロンビンIII国内標準品</td><td>5</td><td>28,300</td><td>141,500</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>180</td><td></td><td>9,725,600</td></tr> </tbody> </table> <p>2 開示請求手数料 145千円</p> <p>○情報公開手数料（電子納付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求手数料 263件 @ 200円 53千円 6件 @ 300円 2千円</li> <li>・ 開示の実施手数料 110件 @ 663円 73千円 6件 @ 2,825円 17千円</li> </ul> <p>○個人情報保護開示請求手数料（電子納付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開示請求手数料 0件 @ 200円 0千円</li> </ul>	区分	平成24年度 見込件数	1件当たりの 手数料	金額	(菌株交付手数料)	件	円	円	抗生素質試験用菌株	2	26,100	52,200	B C G 製造用菌株	12	88,600	1,063,200	インフルエンザウイルス株	21	71,200	1,495,200	参照抗インフルエンザHA抗血清 (一元放射免疫拡散試験用)	29	72,900	2,114,100	参照抗インフルエンザHA抗原 (一元放射免疫拡散試験用)	84	40,900	3,435,600	参照細胞培養痘そろワクチン (ブラーク法)	5	41,800	209,000	マウス白血球数減少試験用参照 インフルエンザワクチン	13	73,600	956,800	第VIII因子国内標準品	6	23,100	138,600	タゾバクタム標準品	3	39,800	119,400	人アンチトロンビンIII国内標準品	5	28,300	141,500	合計	180		9,725,600
区分	平成24年度 見込件数	1件当たりの 手数料	金額																																																				
(菌株交付手数料)	件	円	円																																																				
抗生素質試験用菌株	2	26,100	52,200																																																				
B C G 製造用菌株	12	88,600	1,063,200																																																				
インフルエンザウイルス株	21	71,200	1,495,200																																																				
参照抗インフルエンザHA抗血清 (一元放射免疫拡散試験用)	29	72,900	2,114,100																																																				
参照抗インフルエンザHA抗原 (一元放射免疫拡散試験用)	84	40,900	3,435,600																																																				
参照細胞培養痘そろワクチン (ブラーク法)	5	41,800	209,000																																																				
マウス白血球数減少試験用参照 インフルエンザワクチン	13	73,600	956,800																																																				
第VIII因子国内標準品	6	23,100	138,600																																																				
タゾバクタム標準品	3	39,800	119,400																																																				
人アンチトロンビンIII国内標準品	5	28,300	141,500																																																				
合計	180		9,725,600																																																				

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 領	見 積 額 積 算 内 訳
			3 再教育研修手数料（医師・歯科医師） ・戒告処分を受けた者 9件 @ 4,300円 39千円 ・1年未満の医業（歯科医業）の停止処分を受けた者 57件 @ 8,600円 490千円 ・1年以上の医業（歯科医業）の停止処分を受けた者 17件 @ 44,800円 762千円
			4 再教育研修手数料（保健師・助産師・看護師） ・戒告処分を受けた者 2件 @ 7,850円 16千円 ・戒告以上の処分を受けた者 18件 @ 15,700円 283千円
			5 免状交付等手数料 ・給水装置工事主任技術者免状交付手数料 177件 @ 2,450円 434千円 ・免状書換え交付手数料 5件 @ 2,050円 10千円 ・免状再交付手数料 10件 @ 2,050円 21千円
			6 薬剤師再教育研修手数料 ・戒告処分（倫理の欠如）を受けた者 8件 @ 9,950円 80千円 ・戒告処分（技能の欠如）、業務停止処分（1年未満・倫理の欠如）を受けた者 6件 @ 19,900円 119千円 ・業務停止処分（1年未満・技能の欠如、1年以上）を受けた者 6件 @ 61,000円 366千円

(単位：千円)

部・款・項・目	前年 度 予算額	24年 度 見積額	見 積 額	積 算	内 訳
			7 管理栄養士国家試験合格証書再交付手数料及び 栄養士試験合格証書再交付手数料	1件 @2,800円	3千円
			8 建築物環境衛生管理技術者免状交付手数料及び 免状再交付手数料	40件 @2,250円 2件 @1,800円	94千円 4千円
			9 麻薬取扱者免許手数料	2件 @31,100円	62千円
			10 麻薬封かん証紙壳払代	556件 @60円 96,731件 @30円 88,544件 @15円	4,263千円 33千円 2,902千円 1,328千円
			11 覚せい剤封かん証紙壳払代	32件 @15円	0千円
			12 有料職業紹介事業許可等手数料	8件 @50,000円 11件 @18,000円	598千円 400千円 198千円
			13 一般労働者派遣事業許可等手数料	2件 @120,000円 18件 @ 55,000円 22件 @ 3,000円	240千円 990千円 66千円

(単位：千円)

部・款・項・目	前年 度 予算額	24年 度 見積額	見 積 額	積 算	内 訳
			14 特殊技能者免許等手数料		5,649千円
			・ 特殊技能者免許手数料		2,633千円
			免許更新手数料	98件 @ 1,450円	142千円
			免許手数料	1,464件 @ 1,450円	2,123千円
			免許証書換再交付手数料	254件 @ 1,450円	368千円
			・ 衛生管理者等免許手数料		3,016千円
			免許手数料	2,024件 @ 1,450円	2,935千円
			免許証再交付手数料	56件 @ 1,450円	81千円
			15 特定機械検査等手数料		19,281千円
				積算は P74 ~ P93	
			16 作業環境測定機関登録手数料		
			・ 書換再交付手数料	3件 @ 2,250円	7千円
			17 臨床研修修了証交付・書換交付・再交付手数料		812千円
			・ 医師	246件 @ 2,950円	726千円
			・ 歯科医師	29件 @ 2,950円	86千円
			18 毒物劇物製造業輸入業登録手数料		97千円
			・ 登録手数料	1件 @ 14,100円	14千円
			・ 更新手数料	3件 @ 10,000円	30千円
			・ 変更手数料	6件 @ 8,800円	53千円
			合計 1 ~ 18 =	44,653千円	

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
5307-00 受託調査試験及役務収入	210,684	196,724	
5307-01 受託調査及試験収入	148,022	134,062	<p>※ 岁出見合表 P 3 1 参照</p> <p>1 国立医薬品食品衛生研究所で、新医薬品製剤の効率的開発と評価技術の確立等を行うための費用を（財）ヒューマン・サイエンス振興財団から受入れる。</p> <p>受託研究経費 101,399 千円</p> <p>※ 岁出見合表 P 3 2 参照</p> <p>2 国立感染症研究所で、新しい考え方と技術による医薬品と評価技術法のワクチン開発、遺伝子治療の実用化に向けての基礎研究、宿主の感染防御機構の解明、宿主の感染防御物質の解明と開発、宿主の感染防御に有用な分子（レセプター等）の構造と機能解析に関する研究を行うための経費を（財）ヒューマンサイエンス振興財団から受入れる。</p> <p>受託研究経費 32,663 千円</p> <p>合 計 1 + 2 = 101,399千円 + 32,663千円 = 134,062千円</p>
5307-02 受託造修収入	62,662	62,662	<p>※ 岁出見合表 P 3 3 参照</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンターの受託造修収入は、厚生労働省組織規則第702の規程により、補装具及び更生用具の試験的製作並びに製作修理を実施するが、この受託報酬は、身体障害者福祉法第21条、児童福祉法第21条の7、戦傷病者特別援護法第21条第3項の規定に基づく補装具の交付又は修理に要した費用を受入れるものである。</p> <p>(義肢材料費) (完成要素加算額計数)</p> <p>38,680 × 1.62 = 62,662 千円</p>

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 領	見 積 額 積 算 内 訳
5309-00 弁償及返納金	187,716,398	160,876,849	主として国家公務員宿舎法第18条及び同法施行令第14条に基づく損害賠償金である。
5309-01 弁償及違約金	54,555	40,222	(平成24年度見積額)  平成20年度決算額 70,730 千円 〃 21〃 〃 39,153 千円 } 〃 22〃 〃 10,784 千円 } 120,667千円 × 1 / 3 = 40,222千円
5309-02 返納金	187,661,843	160,836,627	(平成24年度見積額)  平成20年度決算額 113,507,329 千円 〃 21〃 〃 161,917,633 千円 } 〃 22〃 〃 207,084,919 千円 } 482,509,881 千円 × 1 / 3 = 160,836,627千円  ※ 20、21、22年度の決算額は特殊要因を除いた額である。
5311-00 物品売払収入	3,199,115	3,169,338	
5311-01 試験場製品等売払代	83,150	80,687	※ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">歳出見合表 P 34 参照</span>
			国立感染症研究所製品交付規程（昭35.3.28）第2条に基づく製造品交付の売払代である。

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳			
			区 分	平成 2 3 年 度 見 込 件 数	1 件 当 タ リ の 手 数 料	金 額
(試験製造売払代)			件		円	円
標準インフルエンザワクチン (C C A 値用)		25	38,800		970,000	
参照インフルエンザ H A ワクチン (卵中和試験用)		15	59,900		898,500	
参照コレラワクチン		2	37,800		75,600	
標準ジフテリアトキソイド		8	28,100		224,800	
参照水痘抗原		3	26,800		80,400	
標準沈降ジフテリアトキソイド		37	44,900		1,661,300	
参照沈降ジフテリアトキソイド (混合ワクチン用)		85	51,100		4,343,500	
標準精製ツベルクリン		57	30,700		1,749,900	
参照細胞培養痘そうワクチン(ポック法)		27	41,600		1,123,200	
参照日本脳炎ワクチン		139	39,100		5,434,900	
標準沈降破傷風トキソイド		53	52,900		2,803,700	
参照沈降破傷風トキソイド (混合ワクチン用)		29	51,500		1,493,500	
参照沈降 B 型肝炎ワクチン (力価試験用)		8	39,800		318,400	
参照 A 型肝炎ワクチン(力価試験用)		19	30,300		575,700	
標準破傷風トキソイド		9	49,300		443,700	
標準百日せきワクチン		60	110,600		6,636,000	
参照百日せきワクチン (毒性試験用)		73	38,200		2,788,600	

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳			
			区 分	平成23年度 見 込 件 数	1 件 当 た り の 手 数 料	金 領
			標準ジフテリア抗毒素	9	39,100	351,900
			参照ジフテリア抗毒素 (プロキュレーション用)	42	31,700	1,331,400
			標準はぶ抗毒素 (抗致死、抗出血Ⅰ及び抗出血Ⅱ)	3	38,700	116,100
			標準破傷風抗毒素	4	40,100	160,400
			参照破傷風抗毒素 (プロキュレーション用)	47	30,800	1,447,600
			標準抗破傷風人免疫グロブリン	3	36,000	108,000
			標準A型ボツリヌス抗毒素	4	39,800	159,200
			標準B型　〃	2	39,800	79,600
			標準E型　〃	2	39,800	79,600
			標準F型　〃	2	39,800	79,600
			参照ポリオウイルス(I型)	1	39,800	39,800
			〃(II型)	1	317,500	317,500
			〃(III型)	1	317,500	317,500
			参照ワイル病秋やみ混合ワクチン	3	28,500	85,500
			標準抗麻しん血清 (P H A用標準麻しん血清を除く)	1	126,200	126,200
			P H A用抗麻しん標準血清 (非修飾用)	2	150,700	301,400

(単位：千円)

部・款・項・目	前年 度 予算額	24年度 見積額	見 積 額 積 算 内 訳			
			区 分	平成23年度 見込件数	1件当たりの 手 数 料	金 領
			標準まむし抗毒素(抗致死及び抗出血)	3	36,900	110,700
			参照抗H B s 人免疫グロブリン	7	31,300	219,100
			標準抗ワクチニア血清(乾燥)	1	35,800	35,800
			参照抗A抗体(256倍)	3	25,000	75,000
			参照抗B抗体(256倍)	3	25,000	75,000
			参照抗D抗体(64倍) (食塩液凝集試験用)	3	32,200	96,600
			" (アルブミン液凝集試験用)	3	30,700	92,100
			参照抗ヒトグロブリン抗体	3	31,500	94,500
			H B s 抗原国内標準品	1	27,900	27,900
			標準インターフェロンα	1	23,000	23,000
			第IX因子国内標準品	2	28,500	57,000
			シック試験毒素(動物用)	5	28,900	144,500
			ジフテリア試験毒素(モルモット試験用)	3	47,000	141,000
			ジフテリア試験毒素(ウサギ試験用)	2	43,600	87,200
			ジフテリア試験毒素(培養細胞法用)	14	43,600	610,400
			破傷風試験毒素	15	34,000	510,000
			はぶ試験毒素(致死)	11	39,600	435,600

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳			
			区 分	平成23年度 見込件数	1件当たりの 手 数 料	金 额
			はぶ試験毒素（出血Ⅰ）	4	40,100	160,400
			〃 （出血Ⅱ）	6	40,100	240,600
			まむし試験毒素（致死）	3	52,800	158,400
			〃 （出血）	1	53,500	53,500
			攻撃用百日せき菌18323株	1	26,200	26,200
			たん白質定量用標準アルブミン	192	23,800	4,569,600
			日本薬局方アズトレオナム標準品	1	39,800	39,800
			〃 アクラルビシン標準品	1	35,300	35,300
			〃 アジスロマイシン標準品	11	39,800	437,800
			〃 アミカシン硫酸塩標準品	16	39,800	636,800
			〃 アストロマイシン硫酸塩標準品	1	38,300	38,300
			〃 アムホテリシンB標準品	18	38,300	689,400
			〃 アスピキシリン標準品	2	39,800	79,600
			〃 アモキシシリソル標準品	30	39,800	1,194,000
			〃 アルベカシン硫酸塩標準品	10	38,300	383,000
			〃 アンピシリソル標準品	15	39,800	597,000
			〃 イセパマイシン硫酸塩標準品	5	39,800	199,000
			〃 イダルビシン塩酸塩標準品	1	39,800	39,800

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳			
			区 分	平成23年度 見 込 件 数	1 件 当 た り の 手 数 料	金 領
			日本薬局方イミペネム標準品	8	39,800	318,400
			〃 エピルビシン塩酸塩標準品	30	39,800	1,194,000
			〃 エリスロマイシン標準品	17	38,300	651,100
			〃 オキシテトラサイクリン塩酸塩	12	39,800	477,600
			〃 カナマイシンー硫酸塩標準品	8	38,300	306,400
			〃 クラミシジン標準品	1	38,200	38,200
			〃 クラリスロマイシン標準品	40	39,800	1,592,000
			〃 グリセオフルビン標準品	6	39,800	238,800
			〃 クリンダマイシン塩酸塩標準品	4	38,300	153,200
			〃 クリンダマイシンリン酸エステル	19	39,800	756,200
			〃 クロラムフェニコール標準品	19	35,300	670,700
			〃 クロラムフェニコールパルチミン酸エステル標準品	1	39,800	39,800
			〃 クロキサシリソナトリウム標準品	1	38,300	38,300
			〃 ゲンタマイシン硫酸塩標準品	25	38,300	957,500
			〃 コリスチン硫酸塩標準品	5	38,300	191,500
			〃 コリスチンメタンスルホン酸ナトリウム標準品	10	38,300	383,000
			〃 サイクロセリン標準品	3	38,300	114,900

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳			
			区 分	平成23年度 見込件数	1件当たりの 手 数 料	金 额
			日本薬局方ジベカシン硫酸塩標準品	6	38,300	229,800
			〃 ジョサマイシン標準品	1	38,300	38,300
			〃 ジョサマイシンプロピオニ酸エステル標準品	1	38,300	38,300
			〃 ストレプトマイシン硫酸塩標準品	7	38,300	268,100
			〃 スピラマイシン酢酸エステルⅡ標準品	2	38,300	76,600
			〃 スペクチノマイシン塩酸塩標準品	1	38,300	38,300
			〃 スルバクタム標準品	23	39,800	915,400
			〃 スルベニシリンナトリウム標準品	2	38,300	76,600
			〃 セファクロル標準品	10	39,800	398,000
			〃 セファゾリン標準品	22	39,800	875,600
			〃 セファトリジンプロピレングリコール標準品	2	39,800	79,600
			〃 セファドロキシル標準品	2	39,800	79,600
			〃 セファレキシン標準品	13	39,800	517,400
			〃 セファロチンナトリウム標準品	2	39,800	79,600
			〃 セフィキシム標準品	5	39,800	199,000
			〃 セフェピム塩酸塩標準品	15	39,800	597,000

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳			
			区 分	平成23年度 見込件数	1件当たりの 手 数 料	金 额
			日本薬局方セフォジジムナトリウム標準品	3	39,800	119,400
			〃 セフォゾプラン塩酸塩標準品	10	39,800	398,000
			〃 セフォチアムヘキセチル塩酸塩標準品	1	39,800	39,800
			〃 セフォチアム塩酸塩標準品	13	39,800	517,400
			〃 セフォペラゾン標準品	16	39,800	636,800
			〃 セフジニル標準品	9	39,800	358,200
			〃 セフジトレンピボキシル標準品	10	39,800	398,000
			〃 セフカベンピボキシル塩酸塩標準品	26	39,800	1,034,800
			〃 セフタジジム標準品	11	39,800	437,800
			〃 セフチゾキシム標準品	1	39,800	39,800
			〃 セフチブテン塩酸塩標準品	1	39,800	39,800
			〃 セフテラムピボキシルメシチレンスルホン酸塩標準品	6	39,800	238,800
			〃 セフトリアキソンナトリウム標準品	18	39,800	716,400
			〃 セフブペラゾン標準品	1	39,800	39,800
			〃 セフピロム硫酸塩標準品	4	39,800	159,200
			〃 セフポドキシムプロキセチル標準品	9	39,800	358,200
			〃 セフミノクスナトリウム標準品	5	38,300	191,500
			〃 セフメタゾール標準品	12	39,800	477,600

(単位：千円)

部・款・項・目	前年 度 予算額	24年 度 見積額	見 積 額 積 算 内 訳			
			区 分	平成23年度 見込件数	1件当たりの 手 数 料	金 額
			日本薬局方セフメノキシム塩酸塩標準品	4	39,800	159,200
			〃 セフロキサジン標準品	1	39,800	39,800
			〃 ダウノルビシン塩酸塩標準品	3	39,800	119,400
			〃 タランビシリソ塩酸塩標準品	1	39,800	39,800
			〃 テイコプラニン標準品	13	38,300	497,900
			〃 テトラサイクリン塩酸塩標準品	14	39,800	557,200
			〃 デメチルクロルテトラサイクリン塩酸塩標準品	2	39,800	79,600
			〃 ドキシサイクリン塩酸塩標準品	2	39,800	79,600
			〃 ドキソルビシン塩酸塩標準品	13	35,300	458,900
			〃 ドラマイシン標準品	8	38,300	306,400
			〃 バシトラシン標準品	3	38,300	114,900
			〃 トリコマイシン標準品	1	39,800	39,800
			〃 パニペネム標準品	3	39,800	119,400
			〃 ナイスタチン標準品	14	38,300	536,200
			〃 バンコマイシン塩酸塩標準品	40	38,300	1,532,000
			〃 ピブメシリナム塩酸塩標準品	2	39,800	79,600
			〃 ピペラシリン標準品	9	39,800	358,200
			〃 ピラルビシン標準品	2	39,800	79,600
			〃 ピロールニトリン標準品	2	39,800	79,600
			〃 フェネチシリソカリウム標準品	1	35,300	35,300

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳			
			区 分	平成23年度 見 込 件 数	1 件 当 タ リ の 手 数 料	金 領
			日本薬局方フジシン酸ジエタノールアンモニウム標準品	1	38,300	38,300
			〃 フラジオマイシン硫酸塩標準品	65	38,300	2,489,500
			〃 ブレオマイシンA2塩酸塩標準品	5	38,300	191,500
			〃 フロモキセフトリエチルアンモニウム標準品	5	39,800	199,000
			〃 ベカナマイシン硫酸塩標準品	2	38,300	76,600
			〃 ペプロマイシン硫酸塩標準品	1	38,300	38,300
			〃 ベンジルペニシリンカリウム標準品	4	38,300	153,200
			〃 ホスホマイシンフェネチルアンモニウム標準品	11	38,300	421,300
			〃 ポリミキシンB硫酸塩標準品	6	38,300	229,800
			〃 マイトマイシンC標準品	3	39,800	119,400
			〃 ミクノマイシン硫酸塩標準品	3	38,300	114,900
			〃 ミノサイクリン塩酸塩標準品	28	39,800	1,114,400
			〃 ミデカマイシン標準品	1	38,300	38,300
			〃 ミデカマイシン酢酸エステル標準品	1	38,300	38,300
			〃 メロペネム標準品	21	39,800	835,800
			〃 ムピロシンリチウム標準品	1	39,800	39,800
			〃 リファンビシン標準品	15	39,800	597,000

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳			
			区 分	平成23年度 見込件数	1件当たりの 手 数 料	金 额
			日本薬局方リボスタマイシン硫酸塩標準品	3	38,300	114,900
			〃 リンコマイシン塩酸塩標準品	6	39,800	238,800
			〃 ロキシスロマイシン標準品	8	39,800	318,400
			合 計	1,981		80,686,900

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳																												
5311-04 不用物品売扱代	6,140	4,366	<p>(平成24年度見積額)</p> <p>平成20年度決算額 8,210 千円      " 21 " " 1,487 千円      " 22 " " 3,401 千円 } 13,098 千円 × 1/3 = 4,366 千円</p>																												
5311-03 特殊薬品売扱代	17,650	11,955	<p>※ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">歳出見合表 P 3 5 参照</span></p> <p>乾燥ガスえそウマ抗毒素外4品目の売扱に伴う収入である。</p> <p>特殊薬品売扱代見積額内訳</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 名</th> <th>員 数</th> <th>単 價</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乾燥ガスえそウマ抗毒素</td> <td>7</td> <td>183,067</td> <td>1,281,469</td> </tr> <tr> <td>乾燥E型ボツリヌスウマ抗毒素</td> <td>13</td> <td>159,982</td> <td>2,079,766</td> </tr> <tr> <td>乾燥A、B、E、F型ボツリヌスウマ抗毒素</td> <td>13</td> <td>640,661</td> <td>8,328,593</td> </tr> <tr> <td>乾燥ジフテリアウマ抗毒素</td> <td>2</td> <td>37,990</td> <td>75,980</td> </tr> <tr> <td>乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン</td> <td>20</td> <td>9,440</td> <td>188,800</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td>11,954,608</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 平成20～22年度の平均実績件数</p>	品 名	員 数	単 價	金 額	乾燥ガスえそウマ抗毒素	7	183,067	1,281,469	乾燥E型ボツリヌスウマ抗毒素	13	159,982	2,079,766	乾燥A、B、E、F型ボツリヌスウマ抗毒素	13	640,661	8,328,593	乾燥ジフテリアウマ抗毒素	2	37,990	75,980	乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	20	9,440	188,800	計			11,954,608
品 名	員 数	単 價	金 額																												
乾燥ガスえそウマ抗毒素	7	183,067	1,281,469																												
乾燥E型ボツリヌスウマ抗毒素	13	159,982	2,079,766																												
乾燥A、B、E、F型ボツリヌスウマ抗毒素	13	640,661	8,328,593																												
乾燥ジフテリアウマ抗毒素	2	37,990	75,980																												
乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン	20	9,440	188,800																												
計			11,954,608																												

(単位：千円)

部・款・項・目	前 年 度 予 算 額	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額 積 算 内 訳
5311-07 あへん壳払代	3,092,175	3,072,330	(モルヒネ) 15,172 kg @ 202,500 円 3,072,330 千円 あへんの壳渡価格を定める政令 外国産 15,172 kg

部・款・項・目	前年度 予算額	24年度 見積額	見 積 額	積 算	内 訳
5399-00 雜入	2,044,408	2,212,250			
5399-01 労働保険料被保険者負担金	75,115	69,164	賃金職員にかかる労働保険料の被保険者負担金である。  (平成24年度見積額)  69,164千円(平成23年度収納実績(4月～7月)を年換算)		
5399-03 小切手支払未済金収入	24	20	(平成24年度見積額)  過去3年間の平均額  平成20年度決算額 10千円 〃 21〃〃 23千円 〃 22〃〃 26千円	59千円 × 1/3 = 20千円	
5399-04 延滞金	10,181	10,588	(平成24年度見積額)  過去3年間の平均額  平成20年度決算額 7,668千円 〃 21〃〃 14,322千円 〃 22〃〃 9,773千円	31,763千円 × 1/3 = 10,588千円	

部・款・項・目	前 年 度 予 算 領	2 4 年 度 見 積 額	見 積 額	積 算	内 訳																																												
			見 積 額	積 算	内 訳																																												
5399-02 失業者退職手当特別会計等負担金	364,919	348,523	※ (別添資料 P 72 ~ 73 参照)  退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰り入れに関する法律(昭25, 法第62号) 第1~3条																																														
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>会 計 別</th> <th>負 担 金 額</th> <th>会 計 别</th> <th>負 担 金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 金 特 別 会 計</td> <td>千円 12,092</td> <td>株式会社ゆうちょ銀行</td> <td>千円 0</td> </tr> <tr> <td>食 料 安 定 供 給</td> <td>〃 988</td> <td>株式会社かんぽ生命保険</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>国 有 林 野 事 業</td> <td>〃 2</td> <td>労 働 保 險 特 別 会 計</td> <td>11,100</td> </tr> <tr> <td>自 動 車 安 全</td> <td>〃 1,588</td> <td>登 記 〃</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>特 许</td> <td>〃 1,521</td> <td>エネルギー対策 〃</td> <td>2,027</td> </tr> <tr> <td>農 業 共 济 再 保 険</td> <td>〃 0</td> <td>社会資本整備事業 〃</td> <td>318,571</td> </tr> <tr> <td>日本郵政株式会社</td> <td>0</td> <td>財 政 融 資 資 金 〃</td> <td>634</td> </tr> <tr> <td>郵 便 事 業 株 式 会 社</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵 便 局 株 式 会 社</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td>348,523</td> </tr> </tbody> </table>	会 計 別	負 担 金 額	会 計 别	負 担 金 額	年 金 特 別 会 計	千円 12,092	株式会社ゆうちょ銀行	千円 0	食 料 安 定 供 給	〃 988	株式会社かんぽ生命保険	0	国 有 林 野 事 業	〃 2	労 働 保 險 特 別 会 計	11,100	自 動 車 安 全	〃 1,588	登 記 〃	0	特 许	〃 1,521	エネルギー対策 〃	2,027	農 業 共 济 再 保 険	〃 0	社会資本整備事業 〃	318,571	日本郵政株式会社	0	財 政 融 資 資 金 〃	634	郵 便 事 業 株 式 会 社	0			郵 便 局 株 式 会 社	0					計	348,523	
会 計 別	負 担 金 額	会 計 别	負 担 金 額																																														
年 金 特 別 会 計	千円 12,092	株式会社ゆうちょ銀行	千円 0																																														
食 料 安 定 供 給	〃 988	株式会社かんぽ生命保険	0																																														
国 有 林 野 事 業	〃 2	労 働 保 險 特 別 会 計	11,100																																														
自 動 車 安 全	〃 1,588	登 記 〃	0																																														
特 许	〃 1,521	エネルギー対策 〃	2,027																																														
農 業 共 济 再 保 険	〃 0	社会資本整備事業 〃	318,571																																														
日本郵政株式会社	0	財 政 融 資 資 金 〃	634																																														
郵 便 事 業 株 式 会 社	0																																																
郵 便 局 株 式 会 社	0																																																
		計	348,523																																														
5399-09 労働保険審査会費特別会計負担金	302,121	298,118	労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭31年法律第126号) 第25条の規定に基づく労働保険特別会計からの受入。  労災勘定負担金                          238,494 千円  雇用勘定負担金                          59,624 千円  計    298,118 千円																																														
5399-99 雜 収	1,292,048	1,485,837	(平成23年度見積額)  1 過去3年間の平均額  平成20年度決算額                          101,642 千円 〃 21 〃                                  83,119 千円 〃 22 〃                                  866,595 千円		$\left. \begin{array}{l} 1,051,356 \text{千円} \\ \times 1/3 = 350,452 \text{千円} \end{array} \right\}$																																												
			(国立障害者リハビリテーションセンター等入所者からの利用料以外)																																														

(単位：千円)

部・款・項・目	前年 度 予 算 額	24年 度 見 積 額	見 積 額	積 算 内 訳																																																				
			2 国立障害者リハビリテーションセンター等入所者からの利用料及び市町村等からの自立支援給付費等の受入見込みである。 (1) 国立障害者リハビリテーションセンター 419,301 千円( 470,568千円) (2) 国立光明寮 232,796 千円( 233,585千円) (3) 国立保養所 316,447 千円( 310,477千円) (4) 国立知的障害児施設 166,841 千円( 166,841千円) 合 計 1,135,385 千円(1,181,471千円)																																																					
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">サービス費 (A)</th> <th rowspan="2">実費 (B)</th> <th rowspan="2">歳入予算額 (= (A)+(B))</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>入所・通所の別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立障害者リハビリテーションセンター</td><td>入 所</td><td>243,963千円</td><td>99,977千円</td><td>343,940千円</td></tr> <tr> <td></td><td>通 所</td><td>69,553千円</td><td>5,808千円</td><td>75,361千円</td></tr> <tr> <td></td><td>小 計</td><td>313,516千円</td><td>105,785千円</td><td>419,301千円</td></tr> <tr> <td>国立光明寮</td><td>入 所</td><td>136,536千円</td><td>47,665千円</td><td>184,201千円</td></tr> <tr> <td></td><td>通 所</td><td>43,408千円</td><td>5,187千円</td><td>48,595千円</td></tr> <tr> <td></td><td>小 計</td><td>179,944千円</td><td>52,852千円</td><td>232,796千円</td></tr> <tr> <td>国立保養所</td><td>入 所</td><td>244,910千円</td><td>71,537千円</td><td>316,447千円</td></tr> <tr> <td>国立知的障害児施設</td><td>入 所</td><td>130,200千円</td><td>36,641千円</td><td>166,841千円</td></tr> <tr> <td></td><td>合 計</td><td>868,570千円</td><td>266,815千円</td><td>1,135,385千円</td></tr> </tbody> </table>	区分		サービス費 (A)	実費 (B)	歳入予算額 (= (A)+(B))	施設名	入所・通所の別	国立障害者リハビリテーションセンター	入 所	243,963千円	99,977千円	343,940千円		通 所	69,553千円	5,808千円	75,361千円		小 計	313,516千円	105,785千円	419,301千円	国立光明寮	入 所	136,536千円	47,665千円	184,201千円		通 所	43,408千円	5,187千円	48,595千円		小 計	179,944千円	52,852千円	232,796千円	国立保養所	入 所	244,910千円	71,537千円	316,447千円	国立知的障害児施設	入 所	130,200千円	36,641千円	166,841千円		合 計	868,570千円	266,815千円	1,135,385千円	
区分		サービス費 (A)	実費 (B)	歳入予算額 (= (A)+(B))																																																				
施設名	入所・通所の別																																																							
国立障害者リハビリテーションセンター	入 所	243,963千円	99,977千円	343,940千円																																																				
	通 所	69,553千円	5,808千円	75,361千円																																																				
	小 計	313,516千円	105,785千円	419,301千円																																																				
国立光明寮	入 所	136,536千円	47,665千円	184,201千円																																																				
	通 所	43,408千円	5,187千円	48,595千円																																																				
	小 計	179,944千円	52,852千円	232,796千円																																																				
国立保養所	入 所	244,910千円	71,537千円	316,447千円																																																				
国立知的障害児施設	入 所	130,200千円	36,641千円	166,841千円																																																				
	合 計	868,570千円	266,815千円	1,135,385千円																																																				
			合 計 1 + 2 = 350,452千円 + 1,135,385千円 = 1,485,837千円																																																					